

令和 7 年度 建設業関係説明会 資料

建設工事等の入札・契約制度等について（測量・建設コンサルタント関係を含む。）

1	令和 7 年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について……………	1
2	電子入札システムによるフィルタリング（資格要件）の実施について……………	4 6
3	土木建築局所管の土木工事に係る検査等の基本方針について……………	4 7
4	施工体制点検等について……………	4 8
5	適正な請負代金・労務費の確保等に向けた指導等の実施について……………	4 9
6	建設産業の生産性向上に関する取組について……………	5 1
7	建設産業の働き方改革に関する取組について……………	5 3
8	広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術の活用について……………	5 9
9	大規模災害時の協力建設事業者登録制度について……………	6 4
10	資源有効利用促進法に関する省令の改正について……………	6 6

建設工事等に関係する法令等について

11	第三次担い手 3 法（令和 6 年改正）について……………	7 4
12	建設業労働環境雇用助成金のご案内について……………	8 4
13	建設業許可・経営審査事項の電子申請について……………	8 5
14	盛土規制法の運用について……………	8 6
15	電子マニフェストについて……………	9 3
16	建設リサイクル法について……………	9 6
17	広島県アダプト制度について……………	9 8

広 島 県

令和7年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン 2021」に基づく、「確かな競争力を発揮する建設産業」「担い手確保と働き方改革」「建設産業の生産性向上」「災害時に力を発揮する建設産業」の4分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

II 改正内容等

入札参加資格認定等に係る改正

- 1 **令和7・8年度の建設工事等の入札参加資格の認定及び格付別標準発注金額** (P 3)
令和7年度及び令和8年度において、県が発注する建設工事等に係る入札参加資格の認定を行うとともに、格付別標準発注金額表を改正する。
- 2 **令和7・8年度の測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格の認定及び格付別標準発注金額** (P11)
令和7年度及び令和8年度において、県が発注する測量・建設コンサルタント業務等に係る入札参加資格の認定を行うとともに、格付別標準発注金額表を改正する。

建設工事に係る改正

- 3 **予定価格の事後公表の拡大**【令和7年6月～】 (P15)
建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。
- 4 **ダンピング対策の強化**【令和7年6月～】 (P16)
県発注工事におけるダンピング受注の排除の徹底のため、完成後調査の対象を拡大するなど、契約後のモニタリングを強化する。
- 5 **指名除外基準の見直し**【令和7年6月～】 (P18)
不正行為等に対する指名除外について、法制度の変化や案件の実態を踏まえた運用とするため、措置基準の見直しを行う。
- 6 **建設工事等における週休2日の取組の推進**【令和7年6月～】 (P19)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。
- 7 **建設キャリアアップシステム活用工事の試行**【令和7年6月～】 (P23)
技能労働者の確保・育成及び処遇の処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステムの活用について取組を拡大する。
- 8 **I C T活用工事の拡大**【令和7年6月～】 (P24)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、I C T活用工事の取組を拡大する。
- 9 **建設工事に係る総合評価落札方式の改正**【令和7年6月～】 (P28)
価格と品質で総合的に優れた調達のため、総合評価落札方式の評価項目等について、生産性向上等を考慮した内容へ改正する。

- 10 **遠隔臨場実施工事の拡大**【令和7年6月～】 (P33)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、遠隔臨場実施工事の取組を拡大する。
- 11 **書類限定検査の拡大**【令和7年6月～】 (P34)
「建設産業の生産性向上」等の実現に向け、書類限定検査の取組を拡大する。
- 12 **土木工事書類作成マニュアルの改定**【令和7年8月～】 (P35)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、受発注者の工事関係書類の更なる簡素化及び効率化を進める。
- 13 **優良建設工事等の表彰制度の改正**【再掲】 (P36)
技術力の高い企業及び技術者を適切に評価するため、選考基準の見直しを行う。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 14 **管理技術者の兼務制限の緩和**【令和7年6月～】 (P38)
管理技術者の専任を求める金額を3,500万円から4,500万円へ変更する。
- 15 **業務に係る総合評価落札方式の改正**【令和7年6月～】 (P39)
価格と品質で総合的に優れた調達の方の更なる推進を図るため、総合評価落札方式の評価項目等について、内容を一部改正する。
- 16 **設計・測量チェックマニュアルの改定**【令和7年6月～】 (P41)
設計業務等の成果品の品質向上を図り、正確性を確保するため、国交省の取扱いに準じて「設計・測量チェックマニュアル」の一部を改定する。

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通の改正

- 17 **低入札価格調査制度の改正**【令和7年6月～】 (P43)
県が発注する建設工事等において、適切に利益が確保できる競争環境の整備を図るため、調査基準価格の下限値を引上げる。
- 18 **C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大**【令和7年6月～】 (P44)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の取組を拡大する。
- 19 **建設工事請負契約約款等に係る様式の一部標準化**【令和7年6月～】 (P45)
受注者の業務の効率化のため、建設工事請負契約約款等に係る一部様式を国土交通省様式と統一する。

1 令和7・8年度の建設工事等に係る入札参加資格の認定について

令和7・8年度の建設工事等に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分		全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	9,682 者 (9,821 者)	7,596 者 (7,660 者)
	認定者実数	2,834 者 (2,804 者)	2,210 者 (2,182 者)
	認定業種	全 3 2 業種	

※（ ）内の数字は、令和5・6年度の当初資格認定時の業者数等である。

2 格付の認定方法

次により算定した総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、資格認定申請書に添付された経営事項審査の結果の当該業種の総合評点

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 工事成績数値～県が発注した建設工事の完成工事成績点（加点及び減点要素）
配点：従前どおり
- 指名除外数値～指名除外、下請制限及び契約制限した月数（減点要素）
配点：従前どおり
- その他数値（加点要素）
配点等：別表の通り

(2) 格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コン クリート工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	1,355 以上 (1,320 以上)	1,095 以上 (1,120 以上)	930 以上	1,015 以上	1,060 以上 (1,035 以上)	840 以上	935 以上	920 以上
B	920 以上 (915 以上)	845 以上 (850 以上)	815 以上	855 以上	855 以上	780 以上	795 以上	795 以上
C	670 以上	670 以上	725 以上	690 以上	725 以上	680 以上	695 以上	680 以上
D	670 未満	670 未満	725 未満	690 未満	725 未満	680 未満	695 未満	680 未満
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道工事	解体工事	しゅんせつ 工 事	機械器具設置、 電気通信工事		
A	850 以上	970 以上	915 以上	925 以上	755 以上	915 以上		
B	755 以上	790 以上	780 以上	795 以上	665 以上	650 以上		
C	695 以上	690 以上	690 以上	715 以上	665 未満	650 未満		
D	695 未満	690 未満	690 未満	715 未満				

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・（ ）内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

令和7年6月1日から、令和9年度以降の資格認定日まで。

別表

令和 7 ・ 8 年度の評価項目（主観数値）

評価項目		配点
工事の施工実績		
県発注工事の工事成績数値		
優良建設業者表彰		10 点～40 点
担い手の育成		5 点～10 点
CCUS の活用状況		
品質等の確保		
ISO14005 の取得		5 点
建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入		5 点
県の重要施策（※県内業者限定）		
消防団協力事業所の認定※		5 点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※		5 点
障害者の雇用※		5 点
大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録		5 点
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録		5 点
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）		5 点
指名除外等の状況（△減点評価）		△10 点（×除外月数）

※ 県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

建設工事に係る格付別標準発注金額表等の改正について

近年の建設工事費の急激な上昇に対応するため、建設工事に係る格付別標準発注金額表等を次のとおり改正し、令和7年6月1日以降に指名又は公告する工事から適用する。

ア 建設工事指名業者等選定要綱

(ア) 別表第4 格付別標準発注金額表 (一)

業種	改正前			改正後		
土木一式工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け
	2 億円以上	A		<u>2 億 3,000 万円以上</u>	A	
	1 億円以上 2 億円未満	A (駒)		<u>1 億 2,000 万円以上 2 億 3,000 万円未満</u>	A (駒)	
	5,000 万円以上 1 億円未満	A (駒)	B	<u>6,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満</u>	A (駒)	B
	2,000 万円以上 5,000 万円未満	B	C	<u>2,300 万円以上 6,000 万円未満</u>	B	C
	1,000 万円以上 2,000 万円未満	C		1,000 万円以上 <u>2,300 万円未満</u>	C	
	1,000 万円未満	C	D	1,000 万円未満	C	D
建築一式工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け
	2 億円以上	A		<u>2 億 3,000 万円以上</u>	A	
	1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	A (駒)		<u>1 億 7,000 万円以上 2 億 3,000 万円未満</u>	A (駒)	
	5,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	A (駒)	B	<u>6,000 万円以上 1 億 7,000 万円未満</u>	A (駒)	B
	1,500 万円以上 5,000 万円未満	B	C	<u>1,700 万円以上 6,000 万円未満</u>	B	C
	1,500 万円未満	C	D	<u>1,700 万円未満</u>	C	D
とび・土工・コンクリート工事、解体工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け
	1 億円以上	A		<u>1 億 2,000 万円以上</u>	A	
	5,000 万円以上 1 億円未満	A	B (駒)	<u>6,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満</u>	A	B (駒)
	1,500 万円以上 5,000 万円未満	A	B	<u>1,700 万円以上 6,000 万円未満</u>	A	B
	800 万円以上 1,500 万円未満	B	C	<u>900 万円以上 1,700 万円未満</u>	B	C
	800 万円未満	C	D	<u>900 万円未満</u>	C	D
法面処理工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け
	1 億円以上	A		<u>1 億 2,000 万円以上</u>	A	
	3,500 万円以上 1 億円未満	A	B (駒)	<u>4,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満</u>	A	B (駒)
	1,500 万円以上 3,500 万円未満	A	B	<u>1,700 万円以上 4,000 万円未満</u>	A	B
	800 万円以上 1,500 万円未満	B	C	<u>900 万円以上 1,700 万円未満</u>	B	C
	800 万円未満	C	D	<u>900 万円未満</u>	C	D

業種	改正前				改正後			
電気工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け	
	3,500万円以上		A		<u>4,000万円以上</u>		A	
	1,500万円以上 3,500万円未満		A	B	<u>1,700万円以上 4,000万円未満</u>		A	B
	500万円以上 1,500万円未満		B	C	<u>600万円以上 1,700万円未満</u>		B	C
	500万円未満		C	D	<u>600万円未満</u>		C	D
管工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け	
	5,000万円以上		A		<u>6,000万円以上</u>		A	
	1,500万円以上 5,000万円未満		A	B	<u>1,700万円以上 6,000万円未満</u>		A	B
	600万円以上 1,500万円未満		B	C	<u>700万円以上 1,700万円未満</u>		B	C
	600万円未満		C	D	<u>700万円未満</u>		C	D
鋼構造物工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け	
	5億円以上		A		<u>6億円以上</u>		A	
	2億5,000万円以上 5億円未満		A	B(駒)	<u>3億円以上 6億円未満</u>		A	B(駒)
	5,000万円以上 2億5,000万円未満		A	B	<u>6,000万円以上 3億円未満</u>		A	B
	1,200万円以上 5,000万円未満		A(駒)	B	<u>1,400万円以上 6,000万円未満</u>		A(駒)	B
	1,200万円未満			C	<u>1,400万円未満</u>			C
舗装工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け	
	3,500万円以上		A		<u>4,000万円以上</u>		A	
	1,300万円以上 3,500万円未満		A	B	<u>1,500万円以上 4,000万円未満</u>		A(駒)	B
	900万円以上 1,300万円未満		B	C	<u>1,000万円以上 1,500万円未満</u>		B	C
	900万円未満		C	D	<u>1,000万円未満</u>		C	D
塗装工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け	
	5億円以上		A		<u>6億円以上</u>		A	
	1,300万円以上 5億円未満		A	B(駒)	<u>1,500万円以上 6億円未満</u>		A	B(駒)
	700万円以上 1,300万円未満		A	B	<u>800万円以上 1,500万円未満</u>		A	B
	500万円以上 700万円未満		A(駒)	B	<u>600万円以上 800万円未満</u>		A(駒)	B
	400万円以上 500万円未満		A(駒)	B	<u>500万円以上 600万円未満</u>		A(駒)	B
	400万円未満			C	<u>500万円未満</u>			C

業種	改正前				改正後			
造園工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け	
	1 億円以上		A		1 億 2,000 万円以上		A	
	4,000 万円以上 1 億円未満		A	B (駄)	5,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満		A	B (駄)
	2,500 万円以上 4,000 万円未満		A	B	3,000 万円以上 5,000 万円未満		A	B
	700 万円以上 2,500 万円未満		A (駄)	B	800 万円以上 3,000 万円未満		A (駄)	B
	500 万円以上 700 万円未満		B	C	600 万円以上 800 万円未満		B	C
	500 万円未満		C	D	600 万円未満		C	D
水道施設工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け	
	5 億円以上		A		6 億円以上		A	
	9,000 万円以上 5 億円未満		A	B (駄)	1 億円以上 6 億円未満		A	B (駄)
	2,000 万円以上 9,000 万円未満		A	B	2,300 万円以上 1 億円未満		A	B
	800 万円以上 2,000 万円未満		A (駄)	B	900 万円以上 2,300 万円未満		A (駄)	B
	800 万円未満			C	900 万円未満			C
しゅんせつ工事、機械器具設置工事、電気通信工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け	
	2 億 5,000 万円以上		A		3 億円以上		A	
	2,500 万円以上 2 億 5,000 万円未満		A	B (駄)	3,000 万円以上 3 億円未満		A	B (駄)
	800 万円以上 2,500 万円未満		A	B	900 万円以上 3,000 万円未満		A	B
	800 万円未満		B	C	900 万円未満		B	C

(イ) 別表第5 格付別標準発注金額表 (二)

業種	改正前		改正後	
土木一式工事	請負対象設計金額	格付け	請負対象設計金額	格付け
	1億円以上、2億円未満	B	1億2,000万円以上2億3,000万円未満	B
	【参考】 一般競争入札事務要綱（事後審査型）別記1（元請施工実績件数4件以上かつ平均工事成績点8.2点以上 等）に該当する格付けBの者			
とび・土工・コンクリート工事、解体工事	請負対象設計金額	格付け	請負対象設計金額	格付け
	1,200万円以上1,500万円未満	A	1,400万円以上1,700万円未満	A
	400万円以上800万円未満	B	500万円以上900万円未満	B
法面処理工事	請負対象設計金額	格付け	請負対象設計金額	格付け
	1,000万円以上1,500万円未満	A	1,200万円以上1,700万円未満	A
	500万円以上800万円未満	B	600万円以上900万円未満	B
電気工事	請負対象設計金額	格付け	請負対象設計金額	格付け
	3,500万円以上5,000万円未満	B	4,000万円以上6,000万円未満	B
	1,500万円以上2,000万円未満	C	1,700万円以上2,300万円未満	C
	800万円以上1,500万円未満	A	900万円以上1,700万円未満	A
	500万円以上700万円未満	D	600万円以上800万円未満	D
	300万円以上500万円未満	B	300万円以上600万円未満	B
管工事	請負対象設計金額	格付け	請負対象設計金額	格付け
	5,000万円以上7,000万円未満	B	6,000万円以上8,000万円未満	B
	1,500万円以上2,000万円未満	C	1,700万円以上2,300万円未満	C
	900万円以上1,500万円未満	A	1,000万円以上1,700万円未満	A
	600万円以上900万円未満	D	700万円以上1,000万円未満	D
	300万円以上600万円未満	B	300万円以上700万円未満	B
鋼構造物工事	請負対象設計金額	格付け	請負対象設計金額	格付け
	5,000万円以上7,000万円未満	C	6,000万円以上8,000万円未満	C
	2,500万円以上5,000万円未満	A(懸)	3,000万円以上6,000万円未満	A(懸)
	1,200万円以上1,500万円未満	D	1,400万円以上1,700万円未満	D
	700万円以上1,200万円未満	A(懸)	800万円以上1,400万円未満	A(懸)
		B		B
舗装工事	請負対象設計金額	格付け	請負対象設計金額	格付け
	500万円以上、900万円未満	B	600万円以上1,000万円未満	B

業種	改正前					改正後				
塗装工事	請負対象設計金額		格付け			請負対象設計金額		格付け		
	1,300 万円以上 2,000 万円未満	B (駒)				<u>1,500 万円以上 2,300 万円未満</u>	B (駒)			
	700 万円以上 1,000 万円未満	C				800 万円以上 1,200 万円未満	C			
	600 万円以上 700 万円未満	A (駒)	C			<u>700 万円以上 800 万円未満</u>	A (駒)	C		
	500 万円以上 600 万円未満	A (駒)	C	D		<u>600 万円以上 700 万円未満</u>	A (駒)	C	D	
	400 万円以上 500 万円未満	A (駒)	D			<u>500 万円以上 600 万円未満</u>	A (駒)	D		
	300 万円以上 400 万円未満	A (駒)	B			300 万円以上 <u>500 万円未満</u>	A (駒)	B		
	造園工事	請負対象設計金額		格付け			請負対象設計金額		格付け	
500 万円以上 700 万円未満		A (駒)				<u>600 万円以上 800 万円未満</u>	A (駒)			
400 万円以上 500 万円未満		A (駒)	B			<u>500 万円以上 600 万円未満</u>	A (駒)	B		
水道施設工事	請負対象設計金額		格付け			請負対象設計金額		格付け		
	9,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	B (駒)				<u>1 億円以上 1 億 7,000 万円未満</u>	B (駒)			
	2,000 万円以上 3,500 万円未満	C				<u>2,300 万円以上 4,000 万円未満</u>	C			
	1,200 万円以上 2,000 万円未満	A (駒)				<u>1,400 万円以上 2,300 万円未満</u>	A (駒)			
	1,000 万円以上 1,200 万円未満	A (駒)	D			<u>1,200 万円以上 1,400 万円未満</u>	A (駒)	D		
	800 万円以上 1,000 万円未満	D				<u>900 万円以上 1,200 万円未満</u>	D			
	400 万円以上 800 万円未満	A (駒)	B			<u>500 万円以上 900 万円未満</u>	A (駒)	B		
	400 万円未満	A (駒)	B (駒)			<u>500 万円未満</u>	A (駒)	B (駒)		
	しゅんせつ工事、機械器具設置工事、電気通信工事	請負対象設計金額		格付け			請負対象設計金額		格付け	
2,500 万円以上 4,000 万円未満		B (駒)				<u>3,000 万円以上 5,000 万円未満</u>	B (駒)			
800 万円以上 1,300 万円未満		C				<u>900 万円以上 1,500 万円未満</u>	C			
400 万円以上 800 万円未満		A				<u>500 万円以上 900 万円未満</u>	A			

(ウ) 別表第 6 格付別標準発注金額表 (三)

業種	改正前	改正後												
土木一式工事	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td>1 億円以上, 1 億 5,000 万円未満</td><td>B</td></tr><tr><td>5,000 万円以上, 8,000 万円未満</td><td>C</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け	1 億円以上, 1 億 5,000 万円未満	B	5,000 万円以上, 8,000 万円未満	C	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td>1 億 2,000 万円以上 1 億 7,000 万円未満</td><td>B</td></tr><tr><td>6,000 万円以上 9,000 万円未満</td><td>C</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け	1 億 2,000 万円以上 1 億 7,000 万円未満	B	6,000 万円以上 9,000 万円未満	C
	請負対象設計金額	格付け												
	1 億円以上, 1 億 5,000 万円未満	B												
	5,000 万円以上, 8,000 万円未満	C												
請負対象設計金額	格付け													
1 億 2,000 万円以上 1 億 7,000 万円未満	B													
6,000 万円以上 9,000 万円未満	C													
		(注) 格付け「B」のうち平均工事成績点が 80 点以上の者 格付け「C」のうち平均工事成績点が 78 点以上の者 ・総合評価落札方式により実施する工事に限る（別表 7 に定める工事を除く。）。												

イ 災害実績条件付一般競争入札試行要領
別表 格付別標準発注金額表（災害実績条件付）

改正前			改正後		
請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け
2,000 万円以上, 5,000 万円未満		B C	<u>2,300</u> 万円以上, 5,000 万円未満		B C
1,000 万円以上, 2,000 万円未満		C D	1,000 万円以上, <u>2,300</u> 万円未満		C D

2 令和7・8年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る 入札参加資格の認定について

令和7・8年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分			全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	延分野数	1,670 者 (1,669 者)	582 者 (605 者)
		延部門数	8,550 者 (8,667 者)	3,109 者 (3,292 者)
	認定者実数		724 者 (743 者)	280 者 (304 者)
	業務分野		6 分野 46 部門 (全分野・全部門)	

※ () 内の数字は、令和5・6年度当初認定時の業者数である。

業務分野は次のとおり。(分野毎の専門で細分化した46業務部門毎に資格を認定した。)

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般、航空測量、地図の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、電気等	10
地質調査	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	道路、トンネル、電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件等	8
その他業務	不動産鑑定、登記手続、その他	3

2 格付の認定方法

次により算出した業務分野毎(その他を除く)の総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、業務分野別実績高、自己資本額、営業年数、技術者数により算出

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 業務成績数値～県が発注した業務の完了業務成績点(加点及び減点要素)
配点：従前どおり
- 指名除外数値～指名除外、再受託制限及び契約制限した月数(減点要素)
配点：従前どおり
- その他数値(加点要素)
配点等：別表の通り。

(2) 格付基準

格付	測量業務	建築関係建設 コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設 コンサルタント業務	補償関係建設 コンサルタント業務
A	230 点以上	170 点以上	160 点以上	185 点以上	210 点以上 (205 点以上)
B	130 点以上	100 点以上	85 点以上	110 点以上	125 点以上 (120 点以上)
C	130 点未満	100 点未満	85 点未満	110 点未満	125 点未満 (120 点未満)

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・() 内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

令和7年6月1日から、令和9年度以降の資格認定日まで。

令和 7 ・ 8 年度の評価項目（主観数値）

評価項目	配点
業務の履行実績	
県発注業務の業務成績	
優良建設コンサルタント表彰	5 点～20 点
技術者の継続学習の状況	
建設系 C P D 学習単位数	2 点～10 点 ※1
測量系 C P D 学習単位数	2 点～10 点 ※2
建築 C P D 学習時間数	2 点～10 点 ※3
品質等の確保	
I S O 9 0 0 1	5 点
県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5 点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5 点
障害者の雇用※	5 点
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5 点
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5 点
指名除外等の状況（△減点評価）	△4 点（×除外月数）

※1 土木関係建設コンサルタント分野及び地質調査分野に加点

※2 測量分野に加点

※3 建築関係建設コンサルタント分野に加点 ※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

測量・建設コンサルタント業務の格付別標準発注金額表の改正について

近年の技術者単価の急激な上昇を踏まえ、測量・建設コンサルタント業務に係る格付別標準発注金額表を次のとおり改正し、令和7年6月1日以降に指名する業務から適用する。

測量業務	建築関係 建設コンサル tant業務	地質調査 業務	土木関係 建設コンサル tant業務	改正前	改正後
対象格付	対象格付	対象格付	対象格付	設 計 金 額	設 計 金 額
A	A	A	A	1,400 万円以上	<u>1,600 万円以上</u>
A	A	A又はB	A	1,300 万円以上 1,400 万円未満	<u>1,500 万円以上</u> <u>1,600 万円未満</u>
A	A	A又はB	A又はB	1,100 万円以上 1,300 万円未満	<u>1,300 万円以上</u> <u>1,500 万円未満</u>
A	A又はB	A又はB	A又はB	1,000 万円以上 1,100 万円未満	<u>1,100 万円以上</u> <u>1,300 万円未満</u>
A又はB	A又はB	A又はB	A又はB	700 万円以上 1,000 万円未満	<u>800 万円以上</u> <u>1,100 万円未満</u>
A又はB	A又はB	B	B	600 万円以上 700 万円未満	<u>700 万円以上</u> <u>800 万円未満</u>
A又はB	A又はB	B	B	500 万円以上 600 万円未満	<u>600 万円以上</u> <u>700 万円未満</u>
B	B (又はC)	B	B又はC	400 万円以上 500 万円未満	<u>500 万円以上</u> <u>600 万円未満</u>
B	B (又はC)	B又はC	B又はC	300 万円以上 400 万円未満	300 万円以上 <u>500 万円未満</u>
B又はC	B又はC	C	C	200 万円以上 300 万円未満	200 万円以上 300 万円未満
C	C	C	C	100 万円以上 200 万円未満	100 万円以上 200 万円未満
C	C	C	C	100 万円未満	100 万円未満

補償関係 コンサルタント業務	改正前	改正後
対象格付	設 計 金 額	設 計 金 額
A	1,400 万円以上	<u>1,600 万円以上</u>
A	1,300 万円以上 1,400 万円未満	<u>1,500 万円以上 1,600 万円未満</u>
A	1,100 万円以上 1,300 万円未満	<u>1,300 万円以上 1,500 万円未満</u>
A	1,000 万円以上 1,100 万円未満	<u>1,100 万円以上 1,300 万円未満</u>
A	700 万円以上 1,000 万円未満	<u>800 万円以上 1,100 万円未満</u>
A（又はB）	600 万円以上 700 万円未満	<u>700 万円以上 800 万円未満</u>
A（又はB）	500 万円以上 600 万円未満	<u>600 万円以上 700 万円未満</u>
A又はB	450 万円以上 500 万円未満	<u>500 万円以上 600 万円未満</u>
A又はB	400 万円以上 450 万円未満	<u>450 万円以上 500 万円未満</u>
B（又はC）	350 万円以上 400 万円未満	<u>400 万円以上 450 万円未満</u>
B（又はC）	300 万円以上 350 万円未満	<u>350 万円以上 400 万円未満</u>
B（又はC）	250 万円以上 300 万円未満	<u>300 万円以上 350 万円未満</u>
B又はC	200 万円以上 250 万円未満	<u>250 万円以上 300 万円未満</u>
C	150 万円以上 200 万円未満	150 万円以上 <u>250 万円未満</u>
C	100 万円以上 150 万円未満	100 万円以上 150 万円未満
C	100 万円未満	100 万円未満

3 予定価格の事後公表の拡大について

1 趣旨

建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

2 内容

次のとおり、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

改正前		改正後	
設計金額	入札参加資格	設計金額	入札参加資格
1億円以上	・ 全業種	<u>9,000万円以上</u>	<u>・ 土木一式工事</u>
		<u>1億円以上</u>	<u>・ 上記以外</u>

3 今後の予定

引き続き、対象工事を拡大する。

4 施行期日

令和7年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：全部局)

4 ダンピング対策の強化について

1 概要

県発注工事におけるダンピング受注の排除徹底のため、工事完成後調査の対象を拡大するなど、契約後のモニタリングを強化する。

2 内容

(1) 建設工事における工事完成後調査の対象拡大

低価格入札者以外の受注者に対する工事完成後調査の実施対象を拡大し、落札率が90%を下回る場合は、調査を義務付ける。

ア 対象者

建設工事において、次の何れかに該当する場合で発注者が特に必要と判断した者。

変更前	変更後
① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合	① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合
② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合	② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合
③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合	③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合
④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合	④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合
	<u>⑤ 落札率が90%を下回る場合</u>

イ 内容

受注者は発注者の求めに応じて、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」に規定する「工事完成後調査資料」に準じる資料を提出するとともに、必要に応じて労務監査を実施する。

ウ 不適切な事案に対する措置等

調査の結果、不適切な事案と判断される場合は、必要な措置を講じる。

(2) 労務費を明示した請負代金内訳書の提出の義務化

第三次・担い手3法を見据えた先行的取組として、契約時に労務費を明示した請負代金内訳書の提出を求める。

ア 請負代金内訳書の様式改正

(第3条関係)

令和 年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名

契約年月日 令和 年 月 日

請負代金額 円

工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額

(法定福利費 円)

(基準額 円)

(労務費 円)

※注1 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。

※注2 法定福利費の記載は必須とするが、工事価格の費目から金額までの内訳の記載は、高度な技術を要する複雑な工事など、発注者が必要と認める場合を除き、省略できるものとする。

※注3 法定福利費には、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定の事業主負担額について記入するものとする。

※注4 基準額には、発注者から連絡を受けた金額を記入すること。

※注5 労務費には、この工事を施工するために必要な労務の費用を記入すること。

算出方法は「技能者の労務の単価×歩掛×作業量」で算出することを基本とする。

(下線部分は今回改正部分)

イ 第三次・担い手3法の全面施行後（令和7年12月頃）

法施行に伴い、入札時における労務費等の明示の義務化が開始されるため、工事費内訳書の見直しと合わせて請負代金内訳書の取扱いについても整理する。

3 施行期日

令和7年6月1日以降に指名・公告する案件から実施する。

(対象部局：全部局)

5 指名除外基準の見直し

1 趣旨

不正行為等に対する指名除外について、法制度の変化や案件の実態を踏まえた運用と
するため、措置基準の見直しを行う。

2 改正内容

(1) 建設業法違反（指示又は営業停止）

適切な労務費の行き渡りや工期ダンピング防止など、改正建設業法における建設業者
の義務強化が図られたことを踏まえ、改正法の施行に先立って県発注工事における建設
業法違反に対する措置を厳格化する。

	改正前	改正後
指示又は営業停止	1 か月以上 1 2 か月以内	県 発 注 工 事 <u>2 か月以上</u> 1 2 か月以内
		県発注工事以外 1 か月以上 1 2 か月以内

(2) 公衆損害及び工事関係者事故

死亡事故等の重大事案に対する措置の厳格化や比較的軽微な事案に対する措置の緩和
など、より案件の実態に応じた運用とするため、県発注工事における公衆損害及び工事
関係者事故に係る措置基準を見直す。

	改正前	改正後
公 衆 損 害 (県発注工事)	2 か月以上 6 か月以内	<u>1 か月</u> 以上 <u>9 か月</u> 以内
工事関係者事故 (県発注工事)	1 か月以上 4 か月以内	<u>2 週間</u> 以上 <u>6 か月</u> 以内

※ 測量・建設コンサルタント等業務についても同様に取扱う。

3 施行期日

令和7年6月1日以降に指名除外を措置するものから実施

(対象部局：全部局)

6 建設工事等における週休2日の取組について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、労働者のワークライフバランスの改善や、働きやすい職場環境の確保等を図るため、週休2日の取組を推進する。

2 内容

(1) 対象

全ての建設工事及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（以下「地域維持業務」という。）を対象とする。

ただし、災害時等の緊急対応工事、機械設備点検・整備業務、電気通信施設保守業務及び週休2日の取組が困難な地域維持業務などは除く。

(2) 週休2日の取組

全ての建設工事及び地域維持業務を対象に、月単位での週休2日の取組を継続して実施する。

なお、通期（対象期間全体）での週休2日の補正は廃止する。

(3) 完全週休2日の試行

請負対象設計金額3億円以上の建設工事を対象に「完全週休2日（土日）適用工事」又は「完全週休2日（交替制）適用工事」とし、原則、「受注者希望型」で実施する。

	改正前	改正後	
対象	・ 全ての建設工事 ・ 地域維持業務	・ 請負対象設計金額 3億円未満の建設工事 ・ 地域維持業務	・ 請負対象設計金額 3億円以上の建設工事
発注 型式	【月単位】 発注者指定型	【月単位】 発注者指定型	【完全週休2日】 受注者希望型
補正 対象	・ 月単位 ・ 通期	・ 月単位 ・ 通期（補正なし）	・ 週単位（完全週休2日） ・ 月単位 ・ 通期（補正なし）

(4) 工事成績評価

受注者の責により「月単位」の週休2日を達成できなかった場合、内容に応じて工事成績評価を減点する。

3 施行期日

令和7年6月1日以降の積算基準を適用する建設工事等から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）

【参考】

定義

	週休2日	完全週休2日
現場閉所	【月単位】 現場閉所が可能な建設工事等において、対象期間内に全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態。	【週単位】 現場閉所が可能な建設工事において、対象期間内に全ての週で現場閉所日を<u>土日</u>（※1）に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態。 ※1 祝日、年末年始休暇、夏季休暇は含まない。 なお、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。
交替制	【月単位】 現場閉所が困難な建設工事等において、対象期間内に全ての月で技術者・技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者・技能労働者の<u>平均休日日数の割合</u>（※2）が8日／28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態。 ※2 平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。） 対象となる技術者・技能労働者の休日日数の割合を平均した値をいう。 $\text{休日率（％）} = \text{技術者・技能労働者の休日日数} \div \text{対象期間}$	【週単位】 現場閉所が困難な建設工事において、対象期間内に全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間（現場に従事した技術者・技能労働者の<u>平均休日日数の割合</u>（※2）が2日／7日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態。 同左

※ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含む）。

※ 現場閉所が困難な例

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な場合
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な場合

補正係数

	通期	月単位	週単位
現場閉所	補正なし	労務費 : 1.02 共通仮設費 : 1.01 現場管理費 : 1.02	労務費 : 1.02 共通仮設費 : 1.02 現場管理費 : 1.03
交替制	補正なし	労務費 : 1.02 現場管理費 : 1.02	労務費 : 1.02 現場管理費 : 1.03

※通期の補正係数は、令和7年6月1日以降の積算基準を適用する建設工事等から廃止

営繕工事における週休2日の取組について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、労働者のワークライフバランスの改善や働きやすい職場環境の確保等を図るため、週休2日の取組を推進する。

2 内容

(1) 対象

土木建築局営繕課の所管する全ての営繕工事を対象とする。

(2) 週休2日の質の向上

週休2日の質の向上を図るため、「週休2日適用工事」において、これまでの対象期間全体での週休2日の取組に加え、新たに月単位での週休2日の取組を開始する。

月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に達成しているものとみなす。

(3) 発注方式

ア 週休2日

現場閉所が可能な全ての工事を「週休2日適用工事」とし、原則、「発注者指定型」で実施する。

なお、週休2日の取組は、月単位の取組を基本とするが、月単位の取組を達成できない場合は、対象期間全体での取組を可能とする。

イ 週休2日交替制

現場閉所が困難な工事を「週休2日交替制適用工事」とし、原則、「発注者指定型」で実施する。

なお、週休2日交替制の取組は、対象期間全体での取組とする。

<現場閉所が困難な例>

- ・庁舎、学校等の公共性のある施設の工事において、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な場合
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な場合

3 施行期日

令和7年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：営繕課)

【参考】

定義

	週休2日適用工事	週休2日交替制適用工事
週休2日の考え方	【月単位】 現場閉所が可能な工事において、対象期間内に全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態。 【対象期間全体】 現場閉所が可能な工事において、対象期間内に4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態。	【対象期間全体】 現場閉所が困難な工事において、対象期間内に技術者・技能労働者が交代しながら4週8休（現場に従事した技術者・技能労働者の平均休日日数の割合※が8日／28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態。 ※平均休日日数の割合（以下「休日率」という。） 対象となる技術者・技能労働者の休日日数の割合を平均した値をいう。 休日率（%）＝技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間
対象期間	工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。 1 年末年始6日間及び夏季休暇3日間 2 工場製作のみが行われている期間 3 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を行う期間	

※ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で
の事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう（降雨、降雪等による予定外の現
場閉所日も含む）。

「週休2日適用工事」及び「週休2日交替制適用工事」の新たな補正係数			
対象期間全体		月単位	
労務費	1. 0 2	労務費	1. 0 4

7 建設キャリアアップシステム活用工事の試行について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向けて、技能労働者の確保・育成及び処遇改善を図るため、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」について取組を拡大する。

2 建設キャリアアップシステム活用工事の試行

請負対象設計金額3億円以上の工事において、登録率等の目標基準を設定した「建設キャリアアップシステム活用工事」を「発注者指定型」で実施することとし、建設キャリアアップシステムの活用費用は、積算上考慮する。

（1）目標基準

目標基準は次のとおりとし、全ての目標基準を達成した場合、工事成績評定「5. 創意工夫」において1点の加点を行う。また、全ての目標基準を達成し、かつ平均登録技能者率が70%以上を達成した場合は2点の加点を行う。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	50%	70%
平均登録技能者率	30%	50%
平均就業履歴蓄積率	20%	30%

平均登録事業者率：計測日における「CCUS登録事業者の数／下請企業の数」の平均値

平均登録技能者率：計測日における「CCUS登録技術者の数／技能者の数」の平均値

平均就業履歴蓄積率：計測日における「カードリーダーへのタッチ等して工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数」の平均値

（2）未達成項目の報告

目標基準を達成しなかった場合においても工事成績評定の減点は行わないが、最低基準を下回った場合は、未達成の項目、要因及び改善策を発注者に報告する。

3 施行期日

令和7年6月1日以降に公告する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）

8 ICT活用工事の拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、建設現場の更なる効率化・省人化を図るため「ICT活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

(1) 発注者指定型の拡大

適用工種ごとの施工規模（施工量、請負対象設計金額）に応じて、「発注者指定型（簡易型を含む）」の対象を拡大する。（「発注型式イメージ」を参考に発注型式を選定）

また、土工の3次元設計業務の成果があるものは原則、「発注者指定型」で実施する。

(2) 適用工種の拡大

適用工種にコンクリート堰堤工を追加する。

適用工種（合計 16 工種）
①土工、②土工（1,000m ³ 未満）、③小規模土工、④舗装工、⑤舗装工（修繕工）、 ⑥河川浚渫（バックホウ浚渫船）、⑦法面工、⑧作業土工（床掘）、 ⑨付帯構造物設置工、⑩地盤改良工、⑪構造物工（橋梁上部）、 ⑫構造物工（橋脚・橋台）、⑬擁壁工、⑭基礎工、⑮港湾浚渫工、⑯ <u>コンクリート堰堤工</u>

3 施行期日

(1) 上記2の(1)について

令和7年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(2) 上記2の(2)について

令和7年8月1日以降の積算基準を適用する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局）

【参考】土工（1,000m³以上）の場合

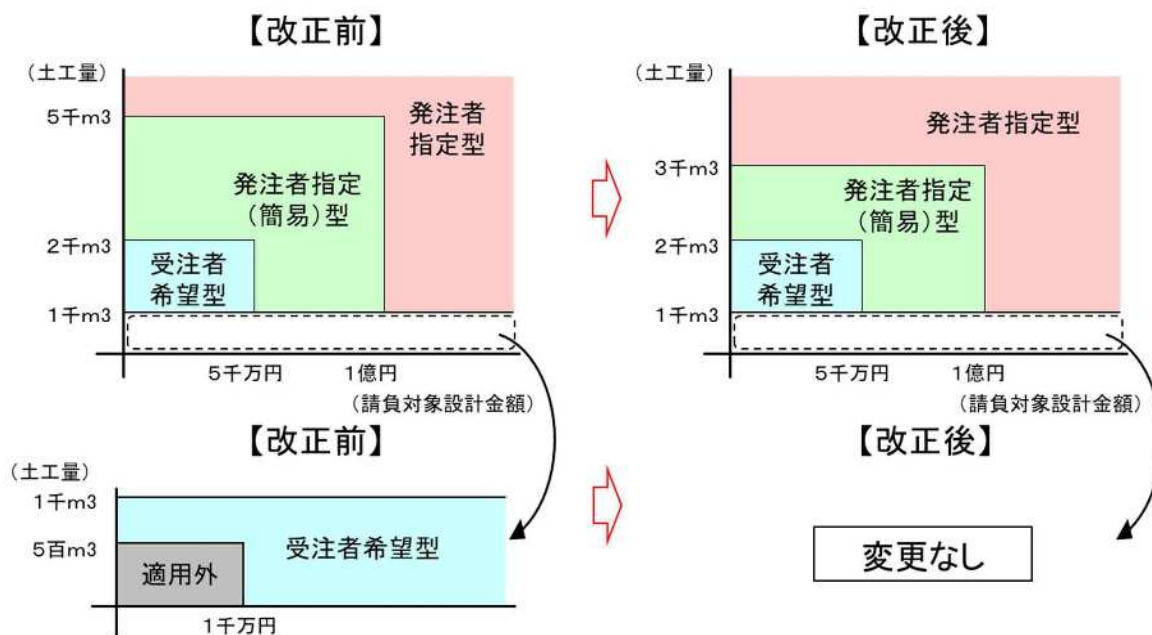
ICT活用工事	簡易型ICT活用工事
(1)～(5)の <u>全ての段階</u> でICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	(1)～(5)のうち、 <u>部分的に</u> ICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量【任意】 (2) 3次元設計データ作成【必須】 (3) ICT建設機械による施工【任意】 (4) 3次元出来形管理等の施工管理【必須】 (5) 3次元データの納品【必須】

※工種ごとに、【必須】【任意】項目が異なる

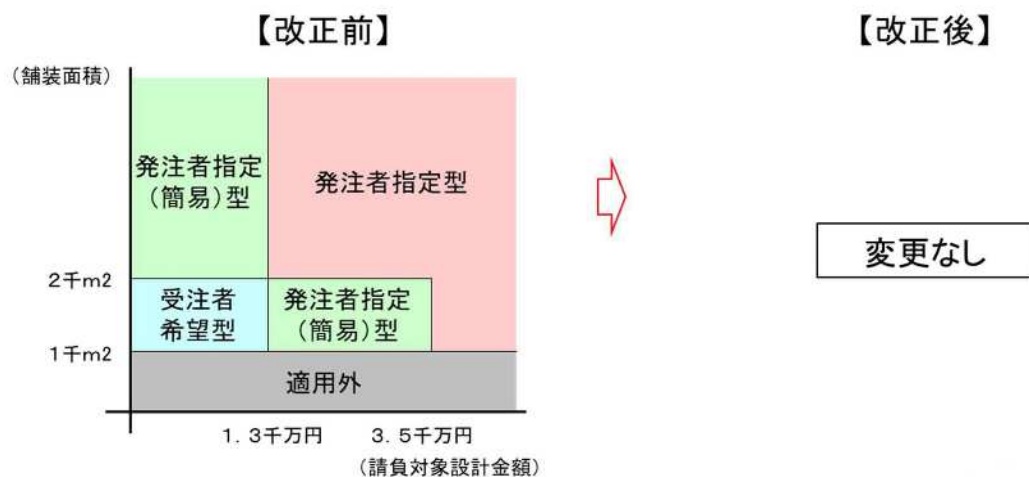
発注型式の取扱い	
発注者指定型	ICT活用工事の実施が必須
発注者指定（簡易）型	簡易型ICT活用工事の実施が必須 契約後、ICT活用工事に変更することも可能
受注者希望型	契約後、受注者の希望により、ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施することが可能

発注型式イメージ

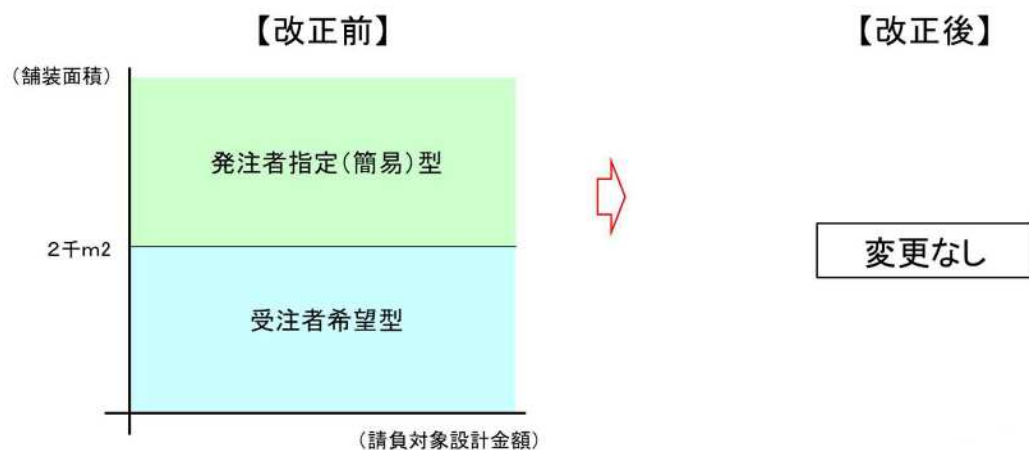
1 土工



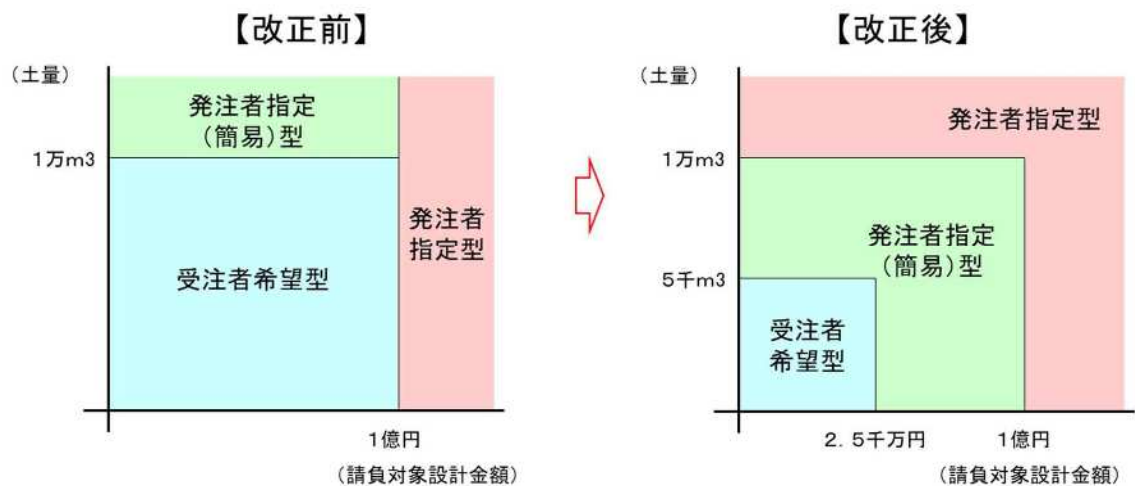
2 舗装工



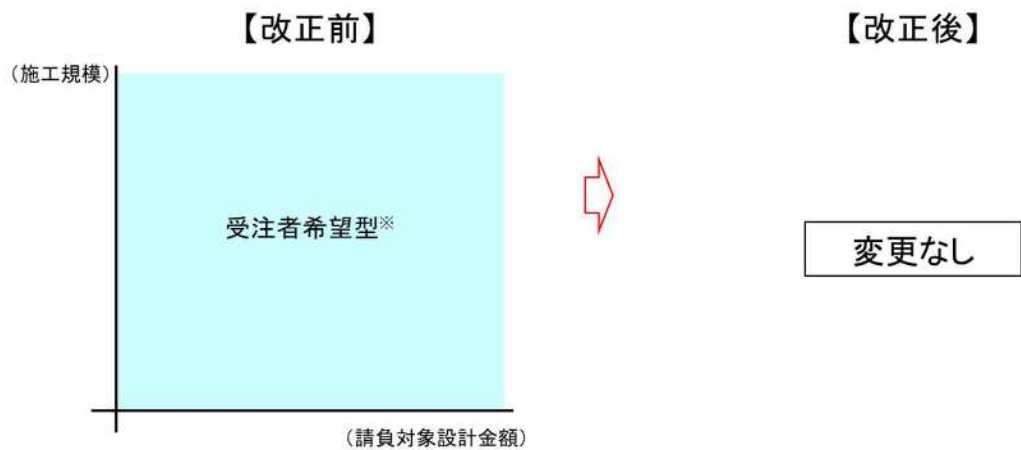
3 舗装工(修繕工)(切削オーバーレイ・路面切削)



4 河川浚渫（バックホウ浚渫船）

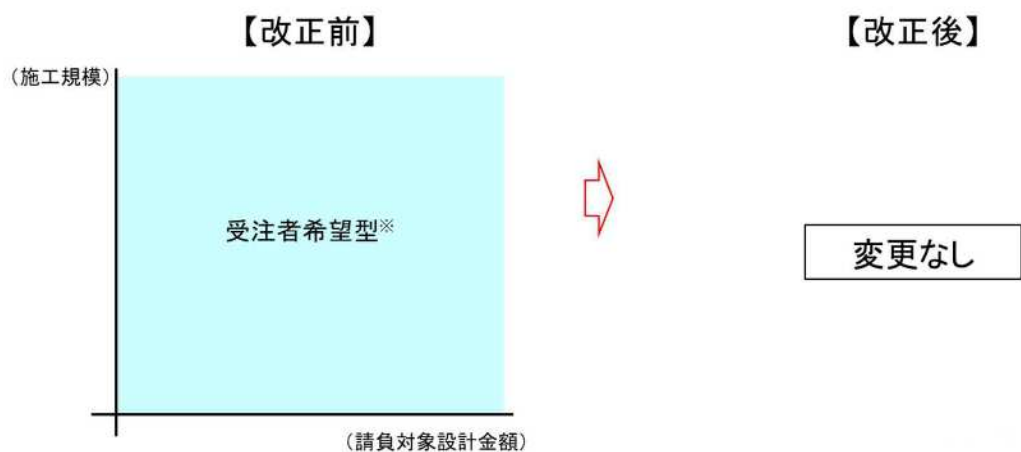


5 法面工、地盤改良工、構造物工（橋梁上部、橋脚・橋台）、擁壁工、基礎工



※施工規模により対象外とする場合がある

6 港湾浚渫工



※施工規模により対象外とする場合がある

農林水産局におけるＩＣＴ活用工事の試行拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ＩＣＴ活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

適用工種の拡大

適用工種に、「地盤改良工」、「水路工」、「暗渠排水工」及び「擁壁工」を追加する。

適用工種	
農林共通	土工、舗装工、法面工、付帯構造物設置工
土地改良事業	ほ場整備工、ため池改修工、 <u>地盤改良工</u> 、 <u>水路工</u> 、 <u>暗渠排水工</u>
治山・林道事業	<u>擁壁工</u>

注) 事業内容や規模等により対象外になる工事があります。

3 その他

試行要領を定め、「広島県の調達情報」において公表する。

4 施行期日

令和7年10月1日以降の積算基準を適用する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局)

9 建設工事に係る総合評価落札方式の改正について

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」、「担い手確保と働き方改革」、「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、総合評価落札方式の評価項目を改正し、価格と品質で総合的に優れた調達の環境の整備を図る。

2 評価方法の改正点

(1) 企業の施工能力「建設キャリアアップシステムの活用」の評価項目の一部削除

令和7年6月以降に公告する請負設計対象金額3億以上の工事（営繕課が発注する工事は除く）は、原則、「建設キャリアアップシステム活用工事」を実施することから、請負対象設計金額3億円以上の工事について、「建設キャリアアップシステムの活用」の評価項目を削除する。

(2) 企業の施工能力「ICT活用工事の実績の有無」及び配置予定技術者の能力「ICT活用工事の施工経験の有無」の評価点の変更

建設現場の生産性向上を目指し、ICT活用工事の普及拡大を図るため、「実績評価2型」における評価点を次のとおり変更する。

なお、ICT活用工事の更なる普及拡大に向けて、次年度以降も評価点の引き上げを検討する。

評価基準	改正前	改正後
【企業の施工能力ーICT活用工事の実績の有無】		
ICT活用工事の施工実績あり	1.0点	<u>2.0点</u>
簡易型ICT活用工事※の施工実績あり	0.5点	<u>1.0点</u>
施工実績なし	0.0点	0.0点
【配置予定技術者の能力ーICT活用工事の施工経験の有無】		
主任（監理）技術者としてICT活用工事の施工経験あり	2.0点	<u>3.0点</u>
主任（監理）技術者として簡易型ICT活用工事※の施工経験あり	1.0点	<u>2.0点</u>
現場代理人としてICT活用工事又は簡易型ICT活用工事※の施工経験あり	0.5点	<u>1.0点</u>
施工経験なし	0.0点	0.0点

※中国 Light ICT 工事を含む

(3) 企業の施工能力「過去2年間の「広島県建設分野の革新技術活用制度」又は「広島県長寿命化活用制度」登録技術の活用実績の有無」の評価基準の変更

「広島県建設分野の革新技術活用制度」登録技術の更なる活用促進を行うため、全ての型式において、次のとおり評価基準を変更する。

	改正前	改正後
評価内容	活用実績あり 1.0点 活用実績なし 0.0点	<u>活用実績あり（工事3件以上）</u> 1.0点 <u>活用実績あり（工事3件未満）</u> <u>0.5点</u> 活用実績なし 0.0点
対象業種	土木一式工事、法面処理工事、舗装工事、橋梁上部工事、鋼構造物工事	<u>全ての業種</u> ※発注業種と同一業種の実績に限る

(4) 配置予定技術者の能力「主任（監理）技術者の保有する専門資格」の追加

「のり面施工管理技術者」の専門資格を有している場合に加点評価する。

型式	業種	主任（監理）技術者の保有する専門資格
全ての型式	法面処理工事	のり面施工管理技術者

(5) 地域貢献の実績「過去4年間の災害復旧工事等の受注実績」の評価対象期間の変更

令和7・8年度建設工事入札参加者名簿の作成に伴い、災害復旧工事等の受注実績の評価対象期間を変更する。

公告日	評価対象期間
令和5年6月1日から令和7年5月31日	平成30年11月1日から令和4年10月31日
令和7年6月1日から令和9年5月31日	令和2年11月1日から令和6年10月31日

※対象工事は、評価対象期間に引き渡しを受けた災害復旧工事等とし、応急復旧工事は対象外。

(6) 施工体制評価の評価内容の変更

これまでの評価実態を踏まえ、評価内容を変更する。

改正前	改正後
調査基準価格以上で応札又は前年度に完了検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評定が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上	調査基準価格以上で応札

(7) 「加算点の換算値」の変更

技術力の高い企業の能力を適正に反映できるよう、「加算点の換算値」を変更する。

型式	改正前	改正後
実績評価2型	50点換算	60点換算
実績評価1型	50点換算	60点換算

3 施行期日

令和7年6月1日以降に公告する工事から実施する。

4 その他【継続】

請負対象設計金額5,000万円以上の工事について、原則として総合評価落札方式により発注を行う。なお、請負対象設計金額5,000万円未満の工事についても、工事の内容に応じて、総合評価落札方式により発注する場合がある。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課は、2（6）のみ）、商工労働局、
上下水道部）

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0～11.0	8.0～15.0	19.0～30.0
① 実施方針					3.0
② 品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
③ 施工に関する課題			(4.0)8.0	◎4.0	◎8.0
④ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
(2) 企業の施工能力	7.0～11.0	11.0～15.0	11.0～15.0	12.0～15.0	11.0～14.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去3年間の工事成績3件の平均点（過去3年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥ 建設キャリアアップシステムの活用（選択）	1.0	◎1.0	◎1.0	1.0	
⑦ 「過去2年間の「広島県建設分野の革新技術活用制度」登録技術者の活用実績の有無	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎2.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	10.0～14.0	10.0～13.0	8.0～11.0	8.0～11.0	8.0～11.0
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手・女性技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去6年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任（監理）技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当 ※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ ICT活用工事の施工経験の有無（選択）	◎3.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」は（選択）	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0	1.0～3.0			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、ラブリバー制度認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務の受注実績【土木一式のみ】※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
(6) 施工体制評価	0～5.0	0～5.0	0～5.0	5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上で応札（選択）※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間に於ける指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	23.0～42.0	23.0～37.0	28.0～43.0	34.0～47.0	39.0～61.0
配 点（換算値）	60点換算	60点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)②、③において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

下線部は変更箇所

	地域維持型
(2) 企業の施工能力	5.0～7.0
① 過去3年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置〈選択〉	◎1.0
④ 自社施工〈選択〉	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0～9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格〈選択〉	◎1.0
② 過去6年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去2年間の継続教育(CPD)の取り組み	2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
(4) 地域の精通性	6.0～12.0
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マドート、ラブリバー制度認定)【JV代表者又は単体企業】	2.0
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マドート、ラブリバー制度認定)【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去5年間の地域維持業務委託*の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
④ 過去5年間の地域維持業務委託*の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
(6) 指名除外の状況	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0
(7) 施工体制評価	5.0
① <u>調査基準価格以上で応札</u>	5.0
合 計	26.0～41.0
配 点 (換算値)	50点換算

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

総合評価落札方式【建設工事（営繕工事）】の評価項目改正案（R7.6～）

	実績評価型	技術評価 2 型	技術評価 1 型
1 技術提案について		9.0	18.0
(1)工事目的物の性能・機能の向上に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)			9.0
(2)社会的要請への対応に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)		9.0	9.0
2 企業の施行能力について	8.0	8.0	8.0
(1)過去15年間の同種・同規模の施工実績	1.0	1.0	1.0
(2)過去3年間の工事成績の3件の平均点（広島県発注工事に限る）	3.0	3.0	3.0
(3)当該業種における過去2年間の優良建設業者の 表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
(4)登録基幹技能者の配置〈選択〉	1.0	1.0	1.0
(5)建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0
3 配置予定技術者について	7.0～8.0	3.0～4.0	3.0～4.0
(1)若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置	2.0		
(1)過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験	3.0	1.0	1.0
(2)過去2年間の継続教育(CPD)の取り組み	1.0	1.0	1.0
(3)主任(監理)技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の 表彰に該当	1.0	1.0	1.0
(4)主任(監理)技術者の保有する資格〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0
4 地域の精通性・貢献度について	3.0～4.0	2.0～3.0	2.0～3.0
(1)地域内における本店の有無	2.0	1.0	1.0
(2)近隣地域における同種・同規模工事の過去10年間の施工実績	1.0	1.0	1.0
(3)広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0
5 施工体制評価	0～5.0	0～5.0	0～5.0
(1)調査基準価格以上で応札〈選択〉※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0
6 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0
(1)過去1年間における指名除外の有無	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	16.0～25.0	21.0～29.0	30.0～38.0
配点（換算値）	40点換算	50点換算	60点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件の型式・評価項目等は別途決定する。

下線部は変更箇所

10 遠隔臨場実施工事の拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、「段階確認」、「材料確認」、及び「立会」等（以下「段階確認等」という。）に伴う受注者の待機時間や発注者の移動時間の削減、立会日時等を柔軟に調整でき、効率的な時間の活用が可能となる「遠隔臨場実施工事」の取組を拡大する。

遠隔臨場とは
受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を利用し、発注者が遠隔地から Web 会議システム等を介して、段階確認等を行うこと。

2 内容

（1）対象工事

請負対象設計金額 5 千万円以上の工事は、原則、「発注者指定型」で実施する。また、請負対象設計金額 5 千万円未満の工事は、「受注者希望型」で実施する。

なお、通信環境が整わない現場や、工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、対象外とする。

発注型式	改正前	改正後
発注者指定型	1 億円以上	5 千万円以上
受注者希望型	1 億円未満	5 千万円未満

（2）実施方法

『広島県土木工事共通仕様書』に定める段階確認等を対象とし、その内、遠隔臨場を実施する項目は、「遠隔臨場の適応性一覧表（案）令和 5 年 5 月 広島県」を参考に、現場条件を踏まえ、受発注者協議の上で決定する。

（3）費用

発注型式によらず、遠隔臨場の実施にかかる費用は「建設現場等の遠隔臨場に関する実施要領」に記載の「費用」の考え方にに基づき、技術管理費に積上げ計上する。

費用の一例
・ 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料） ・ 撮影機器の設置費（移設費） ・ 通信費 ・ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

3 その他

対象工事において遠隔臨場を未実施の場合も工事成績評価の減点は行わない。

4 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局）

11 書類限定検査の拡大について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」、「建設産業の生産性向上」の実現に向け、検査に必要な書類を限定し、監督職員（立会人及び総括監督員）と検査員の重複確認の廃止及び受注者の説明用資料等の書類削減により、検査の効率化と受注者の負担軽減を図るため、「書類限定検査」の取組を拡大する。

2 対象

成績評定対象外とする工事に加えて、請負代金額2千万円未満の成績評定対象工事を対象とする。ただし、「低入札価格調査対象工事」、「重点監督対象工事」及び「監督職員から工事打合せ簿等により改善指示が発出された工事」は除く。

改正前	改正後
・成績評定対象外とする工事	・成績評定対象外とする工事 ・ <u>請負代金額2千万円未満の成績評定対象工事</u>

3 内容

検査員は次のとおり、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえについて、適否の判定を行う。
なお、立会人及び総括監督員が実施する評価については従来どおりとする。

検査項目	成績評定対象外とする工事	請負代金額2千万円未満の成績評定対象工事
工事実施状況	①施工計画書 ②施工体制台帳 （下請引取検査書類を含む） ③工事打合せ簿（協議、承諾、提出） これらの書類を確認する。	①施工計画書 ②施工体制台帳 （下請引取検査書類を含む） ③工事打合せ簿（協議、承諾、提出） <u>これらに加えて、「監督段階におけるチェックシート」及び立会人等の評価結果により、契約図書等の履行状況を確認し、工事成績評定に反映する。</u>
出来形、品質、出来ばえ	④品質規格証明書 ⑤出来形管理図表 ⑥品質管理図表 ⑦工事写真 これらの書類を確認する。	④品質規格証明書 ⑤出来形管理図表 ⑥品質管理図表 ⑦工事写真 <u>これらに加えて、土木工事成績評定基準の評価対象項目の確認に必要な書類の提示を求め、工事成績評定に反映する。</u>
	土木工事検査技術基準等に基づき契約図書等と現地を照合して確認する。	同左

※工事打合せ簿等、工事中情報共有システムにより交わした工事関係書類は紙で印刷し準備する必要はない。
※工事の内容によりその他の書類を事前に準備するよう依頼し、確認する場合がある。

4 施行期日

令和7年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局）

12 土木工事書類作成マニュアルの改定について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、設計図書に基づく工事関係書類を必要最小限にとどめ、受発注者の工事関係書類の更なる簡素化及び効率化を進めることを目的に「土木工事書類作成マニュアル」を改定する。

2 内容

(1) 「工事関係書類一覧表」に基づく工事書類の提出方法等の事前協議を廃止

受注者は、「工事関係書類一覧表」に基づき、「工事書類の電子又は紙」による提出又は提示方法を監督職員と事前協議することとしていたが、工事関係書類一覧表を整理し、事前協議を廃止する。

(2) 段階確認等の「遠隔臨場」における書類作成方法を明記

監督職員が遠隔臨場している状況の画面コピー等の提出は行わないなど、書類の削減に取り組む。

(3) その他

本マニュアルの各項目について、土木工事共通仕様書や基準等の改定に伴う記載内容の更新や、更なる不要な添付書類等を削減するため留意事項を追記する。

例1：施工体制台帳に添付が不要な書類の例を明記

- (1) 建設業許可証や警備業認定証の写し
- (2) 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- (3) 監理技術者などの技術者届の写し
- (4) 見積依頼書の添付図面
- (5) 配置技術者の要件以外の資格や実務経歴の写し

例2：施工管理補助業務の技術者が資料作成する例を明記

監督職員が現場臨場もしくは遠隔臨場ができず、施工管理補助業務の技術者が現場臨場する場合、発注者の説明に必要な資料はその技術者が自ら作成しなければならない。

3 施行期日

令和7年8月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部)

13 優良建設工事等の表彰制度の改正について（再掲）

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」等の実現に向け、優良建設工事等の表彰制度について、次のとおり変更する。

2 変更内容

建設工事の令和8年度表彰（令和7年度に引渡しを受けた建設工事が対象）から、次のとおり選考基準を変更する。（測量・建設コンサルタント等業務は変更なし）

（1）要件点数の廃止

要件項目に関連する各種取組の標準化や実施状況を踏まえ、要件項目による評価を廃止し、工事成績点のみにより表彰対象工事を選考する。

	変更前	変更後
選考基準	基準点数（工事成績点）＋要件点数	<u>基準点数（工事成績点）</u>

要件項目（令和8年度表彰から廃止）

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICT の活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用等
0.5点	・表彰対象工事における簡易型 ICT 活用工事の実施	—	・表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用
1点	・表彰対象工事における ICT 活用工事の実施（簡易型を除く）	・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における4週8休以上の実施 ・表彰対象工事における工事着手時 40 歳以下の技術者による施工
2点	・表彰対象工事における広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術者の活用		・表彰対象工事における女性技術者による施工

(2) 基準点数の変更

優れた成績を修めた受注者や優秀な技術者を適切に表彰するため、近年の工事成績点の状況を踏まえ、基準点数（工事成績点）を変更する。

なお、この基準点数は、令和9年度表彰（令和8年度に引渡しを受けた建設工事が対象）以降も引き上げを検討する。

区分	業種	基準点数	
		変更前	変更後
工事	土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事	84 点	<u>85 点</u>
	建築一式工事、解体工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事	85 点	<u>86 点</u>
	法面処理工事、舗装工事、プレストレストコンクリート工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事	86 点	<u>87 点</u>

3 施行期日

令和7年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和8年度表彰から適用する。

※ 令和6年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和7年度表彰については、選考基準は変更しない。

(対象部局：全部局)

14 管理技術者の兼務制限の緩和について

1 趣旨

測量・建設コンサルタント等業務の円滑な執行を目的に管理技術者の兼務制限を緩和する。

2 内容

次のとおり、管理技術者の専任の基準額を引き上げる。

区分	基準額（契約金額）	
	改正前	改正後
専任	3,500 万円以上	<u>4,500 万円以上</u>
当該業務の外に 5 件以上兼務しないこと	500 万円以上 3,500 万円未満	500 万円以上 <u>4,500 万円未満</u>
兼務制限なし	500 万円未満	500 万円未満

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日以降に指名等する業務から実施する。

なお、従前の取扱いにより、契約済の業務または指名等を行った業務についても、この取扱いの対象とする（入札手続き中の業務は、契約後から対象とする。）。

（対象部局：全部局）

15 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式の改正について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価方法の改正

企業能力「優良建設コンサルタントの表彰」の評価基準の変更

優秀な企業をより適切に評価するため、評価の対象に国土交通省中国地方整備局における優良業務履行団体表彰を追加する。

変更前	変更後	評価点
過去2年間の当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの特別表彰に該当	同左	1点
過去2年間の当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当	次のいずれかに該当 ・過去2年間の当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰 ・過去2年間の当該部門で国土交通省中国地方整備局における優良業務履行団体表彰（整備局長表彰）（※）	0.5点
該当なし	該当なし	0点

※業務箇所が広島県内を含む業務に限る

3 評価対象期間の変更

配置予定管理技術者の能力「CIMモデル業務の実績」における評価対象期間の変更

技術者の実績をより適切に評価するため、CIMモデル業務の実績の評価対象期間を延長する。

配置予定管理技術者の能力「CIMモデル業務の実績」の評価対象期間

指名通知日	R6. 6. 1～R7. 5. 31	R7. 6. 1～
評価対象期間	令和4年4月1日から指名通知した日の前日まで（2年）	令和3年4月1日から指名通知した日の前日まで（4年）

4 評価項目の改正

価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、評価値の配点を見直す。

	変更前	変更後
価格評価点の配分点	40点	35点
技術評価点の配分点	36点～56点（※）	同左

※ 型式により変動

5 施行期日

令和7年6月1日以降に指名する業務から実施する。

2については、令和7年9月1日以降に指名する業務から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）

総合評価落札方式の評価項目改正案 (R7. 6～)

評価項目	型式					
	技術評価型		実績評価1型		実績評価2型	
(1) 企業の能力	(11)		(7)～(10)		(9)	
過去10年間の同種・同規模業務の実績	(2)		◎(2)※3			
過去3年間の同種業務分野3件の業務成績評定の平均点	(4)		(2)		(2)	
地域の精通性（本店所在地）			◎(1)※3		(2)	
品質確保体制（実施体制）	(2)		(2)		(2)	
過去2年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当	(1)		(1)		(1)	
過去2年間のC I Mモデル業務の実績	(2)		(2)		(2)	
(2) 配置予定管理技術者の能力	(21)		(24)		(18)	
保有する資格	(3)		(4)		(3)	
若手技術者又は 女性技術者の配置					(2)	
手持ち業務予定件数	(3)		(4)		(4)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
過去10年間の同種業務の実績	(6)		(6)			
過去5年間の同種業務分野（部門）の業務成績評定点	(6)		(6)		(5)	
過去4年間のC I Mモデル業務の実績	(1)		(1)		(1)	
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)		(7)		(7)	
保有する資格	(2)	(2)※1	(4)	(4)※2	(4)	(4)※2
手持ち業務予定件数	(2)		(4)		(4)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
(4) 技術提案	(20)					
実施方針	(10)					
技術提案	(10)					
(5) 地域貢献の実績			(1)		(2)	
過去5年間の災害等に関する業務の受注実績の有無			(1)		(2)	
(6) 指名除外の状況	(-1)		(-1)		(-1)	
過去1年間の指名除外措置の有無	(-1)		(-1)		(-1)	
技術評価点	(56)		(39)～(42)		(36)	
価格評価点	(35)		(35)		(35)	
評価値（技術評価点＋価格評価点）	91		74～77		71	

※1 合計点の上限値は2点とする。

※2 合計点の上限値は4点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

16 設計・測量チェックマニュアルの一部改定について

1 趣旨

設計業務等の成果品の品質向上を図り、正確性を確保するため、「設計・測量チェックマニュアル」の一部を改定する。

2 内容

条件設定ミス等による業務の手戻り等を防止するため、設計・測量チェックマニュアルの次の項目について、照査状況及び照査結果の把握が容易となるよう、国土交通省の詳細設計照査要領に基づき内容を変更する。

(1) 第1章 道路

(2) 第2章 橋梁

(3) 第3章 河川

3 改定内容

(1) 詳細設計照査フローチャート

業務の主要な段階における発注者が実施する指示・確認事項と受注者が実施する照査事項を明示し、受発注者双方の照査との関連性を明確にする。

(2) 照査項目一覧表

ア 該当対象欄を追加し、照査実施の有無を明確にする。

イ 確認資料欄を追加し、設計根拠の資料等を記載することにより、設計根拠を明確にする。

(3) 設計調書

主要な構造物の応力計算等について、適用規定や計算結果に加え、計算に用いる各諸元や応力図等の詳細な結果を明記することにより、更なる適正な照査の実施を図る。

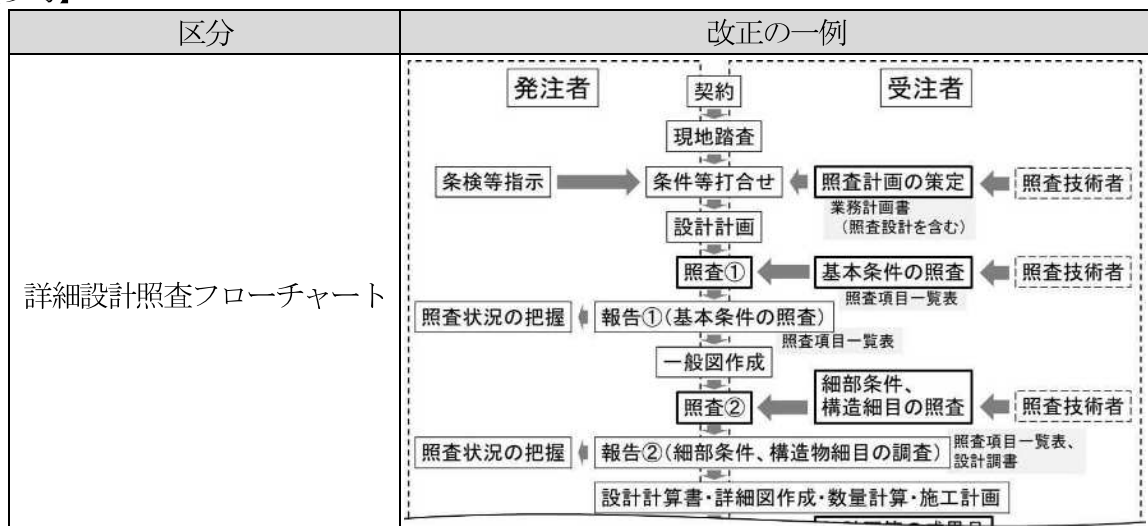
4 施行期日

令和7年6月1日以降に指名等する業務から適用する。

なお、既契約中の案件についても適用できる。

(対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局)

【参考】



区分

改正の一例

照査項目一覧表

追加する欄

照査項目	照査内容	照査			確認資料
		該当対象	確認		
			該当対象項目を抽出し○印を記入	照査を完了した項目について○印を記入	
設計計算書	設計条件、施工条件は適正に反映されているか。	○	○	R X . X . X	確認できる資料の名称、頁等を記入
設計図	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。 (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。) ・かぶり ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置) ・鋼材形状、寸法 ・使用材料 ・その他	○	○	R X . X . X	道示○-PΔ~PΔ
〇〇エ	安定計算結果は許容値を満たしているか。				

①業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「該当対象欄」に○印を付す。

②照査を完了した項目について「確認欄」に○印及び日付を記入する。

③「確認資料欄」に、設計根拠を確認できる資料、各種検討書等の名称及び頁等を記入する。

④発注者に提出し、照査状況の報告を行う。

設計調書

擁壁工詳細設計調書

部材応力度等

<改定前>

照査項目	適用規定及び計算結果など				対象	照査	確認
	参照規定	適用基準値又は特例値	設計結果及び設計数値	備考			
許容応力度							
コンクリート							
鉄筋							
鉄筋かぶり							

<改定後>

概要図		寸法図				設計位置図				突起	
		基部		基部より		前趾		後趾			
設計位置		基部	基部より	基部より	基部より	前趾	後趾	前趾	後趾	前趾	後趾
荷重状態		常時	地震時	常時	地震時	常時	地震時	常時	地震時	常時	地震時
断面図											
断面力	M	kN									
	N	m/m									
	S	kN/m									
	必要	cm ²									
鉄筋量	最小	cm ²									
	設計	cm ²									
	鉄筋径	mm									
	間隔	mm									
応力度	かぶり	mm									
	σ _c	N/mm ²									
	σ _s	N/mm ²									
	ε _c	N/mm ²									
	σ _{ca}	N/mm ²									
許容	σ _{sa}	N/mm ²									

モーメント図

鉄筋組合せ図

鋼材のかぶり図

追加する欄

42

17 低入札価格調査制度の改正について

1 趣旨

「担い手確保」の推進に向け、受注者が適切に利益が確保できる競争環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正する。

2 内容

調査基準価格の下限値を引き上げる。

	調査基準価格の設定範囲	
	改正前	改正後
・建設工事 ・土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務	予定価格の 82%～92%	予定価格の <u>85%</u> ～92%
測量・建設コンサルタント等業務	予定価格の 82%～90%	予定価格の <u>85%</u> ～90%

3 対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務

4 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日以降に開札する案件から適用する。

(対象部局：全部局)

18 C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大について

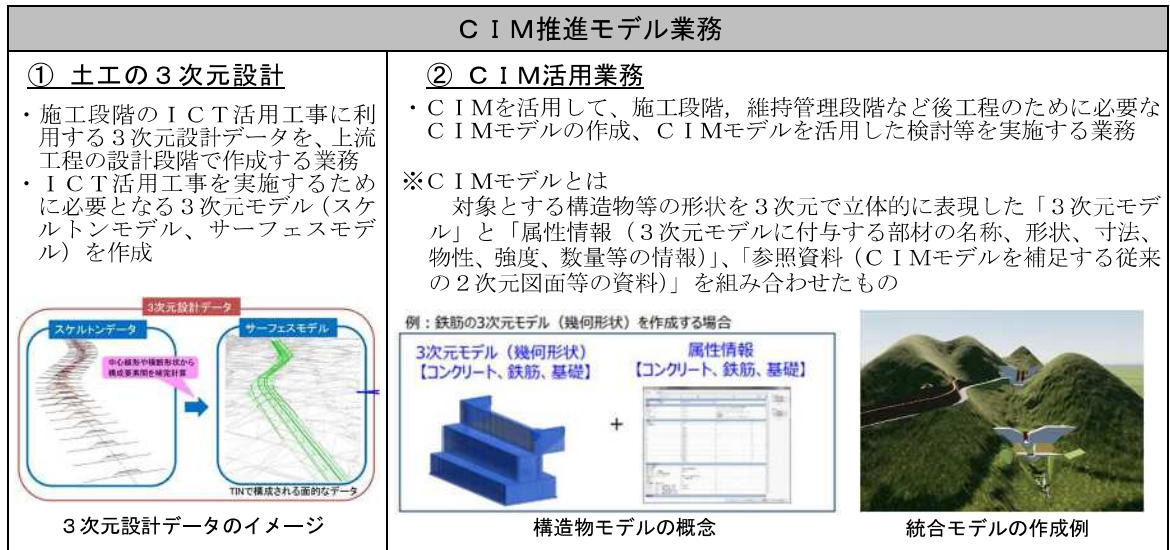
1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、引き続き「C I M推進モデル業務」及び「C I M活用工事」の拡大に取り組む。

2 内容

(1) C I M推進モデル業務

- ①「土工の3次元設計業務」について、I C T活用工事（土工）の推進を図るため、概ね500m³以上の土工を取り扱う業務を「発注者指定型」で実施する。
- ②「C I M活用業務」について、橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の詳細設計業務の全てを「発注者指定型」で実施し、主要な土木構造物の詳細設計業務におけるC I Mモデル作成の完全実施を目指す。また、更なる事業の効率化・高度化の推進に向け、主要な土木構造物の詳細設計業務以外において、現道の切り回し、仮設備の配置や施工手順の検討などを行う業務については、「受注者希望型」で実施する。



(2) C I M活用工事

設計段階において作成した「C I Mモデル」がある場合については、原則として、「発注者指定型」で実施する。



3 施行期日

令和7年6月1日以降に指名・公告する業務・工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

19 建設工事請負契約約款等に係る様式の一部標準化について

1 趣旨

受注者の業務の効率化を目的として、建設工事請負契約約款に係る一部様式について、国土交通省様式に統一する。併せて、土木設計業務等委託契約約款及び地域維持業務委託契約約款に係る様式も改正する。

2 対象様式

建設工事請負契約約款	土木設計業務等委託契約約款	地域維持業務委託契約約款
・ 当初（変更）工程表 ・ 認定請求書 ・ 指定部分完成通知書 ・ 指定部分引渡書 ・ 支給品受領書 ・ 支給品精算書 ・ 完成通知書 ・ 引渡書	・ 当初（変更）業務工程表 ・ 指定部分完了通知書 ・ 指定部分引渡書 ・ 支給品受領書 ・ 支給品精算書 ・ 委託業務完了通知書 ・ 引渡書	・ 当初（変更）工程表 ・ 指定部分完了通知書 ・ 指定部分引渡書 ・ 支給品受領書 ・ 支給品精算書 ・ 委託業務完了通知書 ・ 引渡書

〇イメージ図（WORD形式からEXCEL形式に変更）

改正前	改正後										
(第31条関係) 完 成 通 知 書 令和 年 月 日 (受 注 者) 様 受 注 者 住所 氏名 次の工事が完成したので、通知します。 <table><tr><td>工 事 名</td><td></td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr><tr><td>請 負 代 金 額</td><td></td></tr><tr><td>工 期</td><td>若手 交際 令和 年 月 日</td></tr><tr><td>工事完成年月日</td><td>令和 年 月 日</td></tr></table> 備 考	工 事 名		工 事 場 所		請 負 代 金 額		工 期	若手 交際 令和 年 月 日	工事完成年月日	令和 年 月 日	(第31条関係) 年 月 日 (発注者) 様 (受注者) 完 成 通 知 書 次の工事は 年 月 日をもって完成したので契約約款第31条第1項に基づき通知します。 1. 工 事 名 2. 請負代金額 ¥ 3. 契約年月日 4. 工 期 日 迄 備考 本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する
工 事 名											
工 事 場 所											
請 負 代 金 額											
工 期	若手 交際 令和 年 月 日										
工事完成年月日	令和 年 月 日										

3 施行期日

令和7年6月1日以降に契約する工事・業務から適用する。
ただし、契約中の案件については旧様式の使用も可能とする。

(対象部局：全部局)

電子入札システムによるフィルタリング（資格要件）の実施について

1 趣旨

資格要件を満たさない者による入札を排除するため、電子入札システムにおいて、資格要件に係るフィルタリング機能の適用を開始する。

2 内容

（１）フィルタリングの概要

入札書の提出処理段階で、当該入札者がフィルタリング対象となる資格要件に適合するかどうかチェックし、適合しない場合は入札書の提出をシステム上でブロックする。

（２）対象となる資格要件

資格要件	内容
認定業種 (工種区分)	参加要件として求める「業種」の認定有無
格付等級 (資格要件項目)	参加要件として求める該当業種の「格付」の該当有無 ※上位格付等への参加が認められる特例の該当有無も含む (同一格付のうち特例に該当しない者の入札のみブロック)

※ 括弧内は電子入札システムの調達案件概要画面の表示区分

○ 電子入札システム画面

(調達案件概要に「業種」及び「格付」が表示されている)

調達案件概要

最新更新日時

調達案件番号
34000272781320250011

施行番号

発注部署
西部総務事務所呉支所総務課

品目分類
建設工事

入札方式
一般競争入札(事後審査型)

工種区分
土木一式

資格要件項目
A、B(特1)

以下の者の入札はブロック

○土木一式の資格のない者

○土木一式の資格者のうち

・C、Dランクの者

・特例適用のないBランクの者

特1...該当格付のうち入札参加資格者名簿(Excel版)の「優良企業」欄に「1」又は「2」の表示がある者(白梓業者)

○ 留意事項

「開札日時時点で資格認定を受けていること」を入札参加の要件としているが、システムチェックは入札書提出時点で行われるため、該当業種に係る認定の適用開始日が開札日となる場合は、発注者の承認（※）を得た上で、書面参加とすること。

※ 広島県電子入札実施要領3（2）による書面参加申請を行うこと。

3 適用期日

令和7年6月1日以降に公告する工事（電子入札案件）から適用する。

土木建築局所管の土木工事に係る検査等の基本方針について

土木建築局
(技術企画課)

1 専任職員による工事検査の実施

検査の透明性を確保し、工事の評価をより公平・客観的に行うため、原則として「検査専任職員による工事検査」を実施する。

- 請負代金額 1 億円以上の工事（但し、広島港湾振興事務所にあっては 1 億 5 千万円以上）の完成検査及び中間検査は技術企画課の参事（工事検査担当）が実施する。
- 請負代金額 1 億円未満の工事（但し、広島港湾振興事務所にあっては 1 億 5 千万円未満）の完成検査及び中間検査は、各建設事務所（支所）又は広島港湾振興事務所の参事（工事検査担当）が実施する。
- 工事内容等から必要と判断された場合は、請負代金額にかかわらず技術企画課の参事（工事検査担当）が検査を行うこととする。

2 適正な施工体制の確認

- 監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反に対し、措置請求がなされている間は、中間及び完成検査は実施しないこととする。
- 検査を実施中に、監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反が確認された場合には、直ちに検査を中止するとともに、施工業者に対して改善の為の措置請求を行うこととする。

3 品質確保のための検査体制の強化

次のいずれかに該当する工事にあつては、契約の適正な履行の確保及び工事目的物の品質の確保を図ることを目的として、複数の参事（工事検査担当）での、中間検査及び完成検査を実施する。

- 請負代金額 5 億円以上の工事
- 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱の第 7 条第 1 項に定められた「低入札価格調査」を行い、契約した工事

4 検査の透明性の向上

- 公共工事の透明性と信頼性を確保することを目的に、検査及び成績評定に関する要領、工事成績評定点の公表^{※)}を行うこととする。

※) 公表の内容

土木建築局所管の請負代金額 500 万円以上の土木工事を対象として、各工事の工事成績評価点、平均値、最大値及び最低値等を閲覧により公表します。

- 工事成績評定についての問合せ等に対しては、適宜、工事成績評定審査会に諮り適切な対応を行うこととする。

施工体制点検等について

1 取組の内容

広島県では、「公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）」の施行等を受け、平成 13 年度から予告なく工事現場等に立ち入り、不良・不適格業者の排除の徹底、施工業者への建設業法及び約款遵守の意識啓発、適正な元請・下請関係の確保などを目的とした県独自の施工体制等立入り点検を実施し、県工事の適切な施工の確保に努めている。

また平成 14 年度からは、国土交通省を始め、都道府県・政令市及び公共工事発注機関が連携し「施工体制に関する全国一斉点検」を、全国一斉に実施している。

2 実施結果

- (1) 令和 6 年度県独自の施工体制等立入り点検の実施結果
実施件数 103 件
- (2) 令和 6 年度施工体制に関する全国一斉点検の実施結果
実施件数 94 件
- (3) 県独自の立入り点検及び全国一斉点検の主な指摘事項
 - (ア) 技術者名札未着用
 - (イ) 再下請通知関連の掲示不備
 - (ウ) 施工体制台帳添付書類の不備

3 今後の方針

令和 6 年度に引き続き、令和 7 年度においても立入り点検を実施する。各点検の方針については、次のとおりとする。

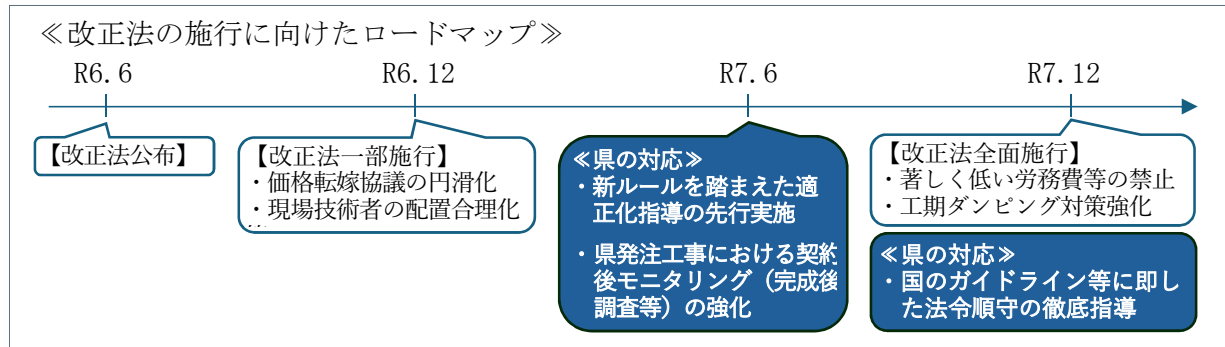
- (1) 施工体制等立入り点検
令和 6 年度の立入り点検の結果を踏まえ、引き続き予告なく現場に立ち入り、施工体制の状況や、事務的整理の状況について点検を行うことにより、適切な施工体制での工事実施による、更なる工事目的物の品質確保に向けた取組みの強化を図ることとする。
- (2) 全国一斉点検
発注者間の情報交換を行い、公共工事全体で適正な施工体制の確保が図れるよう、引き続き全国一斉点検を実施していくこととする。

適正な請負代金・労務費の確保等に向けた指導等の実施について

1 趣旨

令和6年6月に改正建設業法等が公布され、「労務費の基準」を著しく下回る見積りや契約の禁止など、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールが整備された（令和7年12月全面施行）。

新ルールの全面施行に先立ち、令和7年度から、建設業者に対し、新ルールを踏まえた適切な対応及び不適当な取引の改善を求めていく。



2 内容

ダンピング受注排除を目的とする工事完成後調査等の対象となった者について、提出書類によって取引実態の確認を行い、取引の適正化に向けて、新ルールを踏まえた周知、指導等を行う。

（１）対象者

県発注工事の受注者のうち次の者の中から対象者を選定する。

- ア 工事完成後調査の対象となった者
- イ 低入札調査基準価格を下回る価格で落札し、契約を締結した者

（２）調査の概要

提出された入札契約関係書類に基づき、対象者の取引実態に不適切な点がないか確認し、必要に応じて既存ルールに基づく改善指導を行うとともに、新ルールを踏まえた周知や注意喚起、指導等を行う。

（３）調査資料

県発注工事の入札契約手続に伴い提出された各種書類

（工事費内訳書、低入札価格調査の資料等、請負代金内訳書、施工体制等確認資料、工事完成後調査資料 等）

（４）主な調査項目（調査の視点）

- ア 適正な請負代金・労務費の確保がされているか
- イ 適切な価格転嫁がされているか
- ウ 適正な工期の設定がされているか
- エ 適正な下請代金の支払がされているか 等

(5) 不適正な事案に対する措置等

新ルール of 全面施行後に不適正な取扱いとなる可能性のある事案については、改善に向けた指導、助言を行う。

なお、指値発注や一方的な請負代金の減額など、既存ルールにおいて不適正であることが判明した事案については、指導、助言に加え、必要に応じて立入検査等を行った上で、監督処分の実施も検討する（監督処分を行った場合は、指名除外についても併せて検討）。

3 その他

調査対象・内容等については、改正建設業法等の全面施行（令和7年12月予定）までに国から示されるガイドライン等を踏まえ、所要の見直しを行う。

建設産業の生産性向上に関する取組について

建設DX担当
技術企画課

1 趣旨

建設産業の生産性向上の実現に向け、ICT活用工事やCIM推進モデル業務等の取組の拡大を進める。

2 取組内容

(1) ICT活用工事の拡大【再掲 P24】

ア 発注者指定型の拡大

適用工種ごとの施工規模（施工量、請負対象設計金額）に応じて、「発注者指定型（簡易型を含む）」の対象を拡大する。

また、土工の3次元設計業務の成果があるものは原則、「発注者指定型」で実施する。

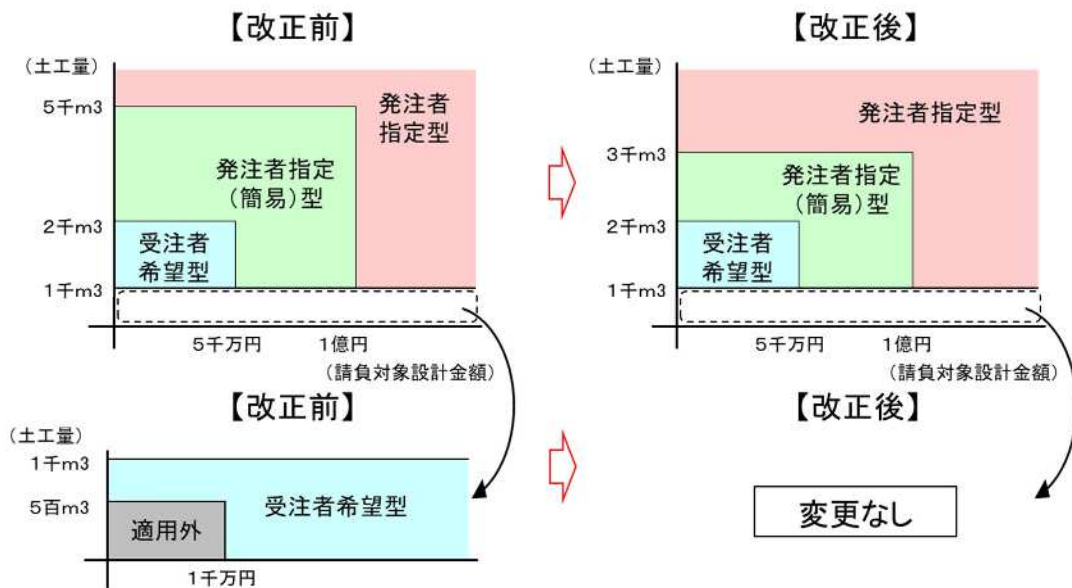


図 発注型式イメージ（ICT活用工事（土工））

イ 適用工種の拡大

これまでの土工、舗装工等の15工種に、新たにコンクリート堰堤工を追加する。

適用工種
①土工、②土工（1,000m³未満）、③小規模土工、④舗装工、⑤舗装工（修繕工）、 ⑥河川浚渫（バックホウ浚渫船）、⑦法面工、⑧作業土工（床掘）、 ⑨付帯構造物設置工、⑩地盤改良工、⑪構造物工（橋梁上部）、 ⑫構造物工（橋脚・橋台）、⑬擁壁工、⑭基礎工、⑮港湾浚渫工、⑯ <u>コンクリート堰堤工</u>

(2) **C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大【再掲 P44】**

ア C I M推進モデル業務

(7) **土工の3次元設計業務**

I C T活用工事（土工）の推進を図るため、概ね 500m³ 以上の土工を取り扱う業務を「発注者指定型」で実施する。

(イ) **C I M活用業務**

橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の詳細設計業務の全てを「発注者指定型」で実施し、主要な土木構造物の詳細設計業務におけるC I Mモデル作成の完全実施を目指す。また、更なる事業の効率化・高度化の推進に向け、主要な土木構造物の詳細設計業務以外において、現道の切り回し、仮設備の配慮や施工手順の検討などを行う業務については、「受注者希望型」で実施する。

イ C I M活用工事

設計段階において作成した「C I Mモデル」がある場合については、原則として、「発注者指定型」で実施する。

(3) **現場施工の効率化**

設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の効率化を図るため、設計段階においてコンクリート構造物の比較案にプレキャスト工法等を加えるとともに、施工段階においてもプレキャスト製品を使用する等の取組を積極的に推進する。

(4) **遠隔臨場実施工事の拡大【再掲 P33】**

「段階確認」、「材料確認」、及び「立会」等に伴う受注者の待機時間や発注者の移動時間の削減、立会日時等を柔軟に調整でき、効率的な時間の活用が可能となる「遠隔臨場実施工事」の取組を拡大する。

請負対象設計金額 5 千万円以上の工事は、原則、「発注者指定型」で実施する。また、請負対象設計金額 5 千万円未満の工事は、「受注者希望型」で実施する。

(5) **W e b会議システム等の活用**

受発注者双方の業務効率化を図るため、土木建築局が発注する全ての工事及び業務を対象として、W e b会議システム等を活用した検査及び打合せを推進する。

建設産業の働き方改革に関する取組について

建設産業課
技術企画課

1 趣旨

建設産業の働き方改革の実現に向け、週休2日適用工事の拡大等の取組を進める。

2 取組内容

(1) 主任技術者等の配置条件の改正

令和6年4月以降、非専任の主任技術者の兼務制限の廃止や配置予定技術者の全期間従事の要件緩和等を行っている。

また、別表のとおり令和7年2月に建設業法の一部改正に伴い、主任技術者等の兼務制限の緩和を行っている。

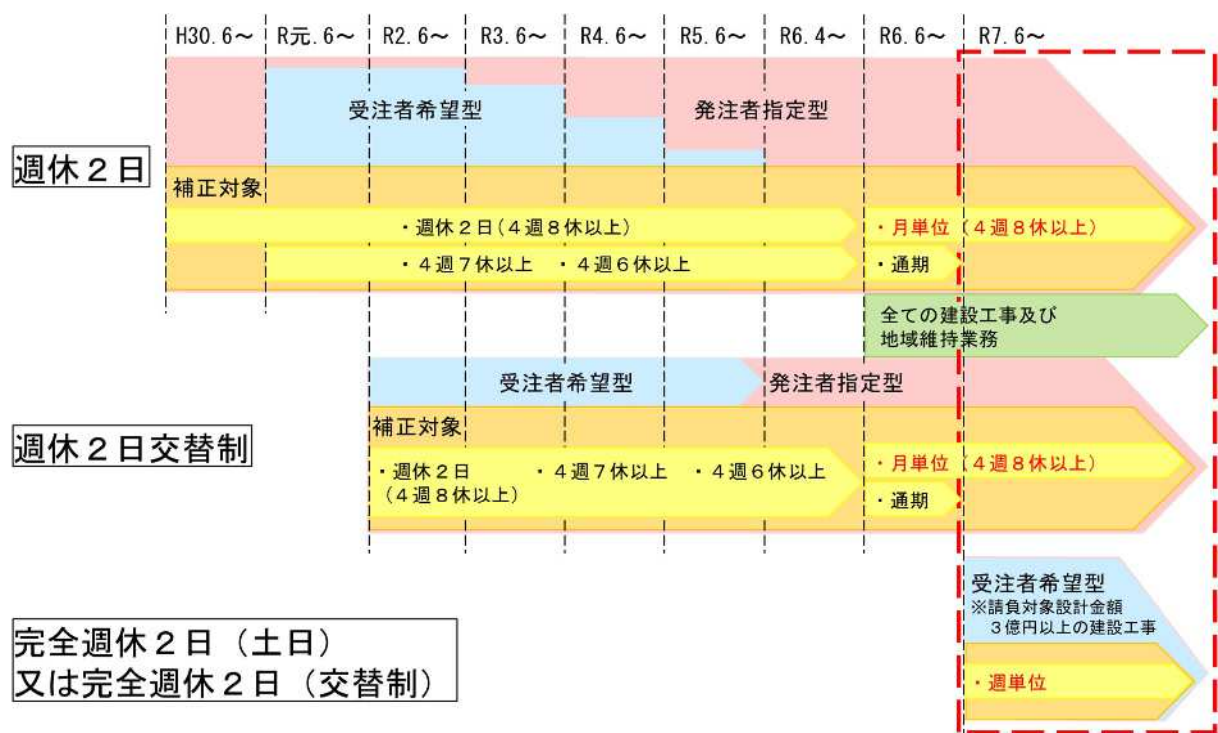
(2) 測量・建設コンサルタント等業務における管理技術者の兼務制限の緩和【再掲 P38】

令和7年6月以降、管理技術者の専任の基準額（契約金額）を3,500万円以上から4,500万円以上に引き上げる。

(3) 建設工事等における週休2日の取組の推進【再掲 P19】

全ての建設工事及び地域維持業務を対象に、「月単位」での週休2日の取組を継続して実施する。

また、令和7年6月以降、請負対象設計金額3億円以上の建設工事を対象に「完全週休2日（土日）適用工事」又は「完全週休2日（交替制）適用工事」とし、原則、「受注者希望型」で実施する。



(4) 工事書類の削減【再掲 P34-35】

ア 土木工事書類作成マニュアルの改定

設計図書に基づく工事関係書類を必要最小限にとどめ、受発注者の工事関係書類の簡素化及び効率化を進めることを目的とする土木工事書類作成マニュアルを制定し、全ての工事でもマニュアルを適用している。

令和7年8月に、土木工事書類作成マニュアルを改正し、「工事関係書類一覧表」に基づく工事書類の提出方法等の事前協議の廃止や不要な添付書類等を削減するため留意事項を追記する等、更な

る簡素化及び効率化を図る。

イ 書類限定検査の拡大

受注者の検査に対する負担軽減を目的とする、書類限定検査に取り組んでいるところであり、令和7年6月以降、更なる検査の効率化と受注者の負担軽減を図るため、成績評定対象外とする工事に加え、請負代金額2千万円未満の成績評定対象工事に拡大する。

(5) 快適トイレ設置工事の拡大

令和7年6月以降、災害復旧工事を加え、全ての建設工事を「快適トイレ設置工事」とし、原則、「発注者指定型」で実施する。

(6) 工事現場環境及び業務環境の改善

全ての建設工事及び業務で受注者の労働環境の改善を目的としたウィークリースタンスに取り組んでいる。

(7) 適正な工期の設定

工期については、「施工に必要な実日数」と、週休2日を前提とした土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇と雨天等を考慮した「不稼働日数」に「準備・後片づけ期間」、「その他の現場条件」等を踏まえ、適切に設定している。

令和5年8月以降、「不稼働日数」として見込んでいる雨休日数の算出に用いる雨休率^{※1}に対し、新たに猛暑日日数^{※2}を考慮している。

※1 雨休率は、休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）と降雨降雪日日数及び猛暑日日数の年間の発生率。

※2 猛暑日日数は、年ごとのWBGT値31以上の時間^{※3}を日数換算し、平均した値とする。

※3 WBGT値31以上の時間の集計は、過去5年間の平日8時～17時を対象とする。

(8) 適正な請負代金額の設定

ア 技能労働者等の適正な賃金水準の確保

適正な賃金水準を確保し、技能労働者等の処遇改善を図る環境整備のため、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等を決定・公表している。

イ 建設資材の取引価格の把握及び請負代金への反映

請負代金の設定の際に原材料費の最新の取引価格を適切に反映するため、資材単価の毎月調査や単価動向の調査に取り組んでいる。

ウ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応

契約締結後に、受注者からスライド条項の協議の申し出があった場合には適切に協議に応じることにより、状況に応じた必要な契約変更を実施している。

1 監理技術者

金額	兼務制限
[設計金額] 2 億円	【兼務不可】
	【2 件以内】 ○次の条件を全て満たすこと（専任特例 2 号） ・それぞれの工事現場に監理技術者補佐を専任配置すること ・同一市町内（安芸郡 4 町においては安芸郡内）で工事現場間の間隔が 10km 程度以内であること ・監理技術者が施工に係る主要会議に参加し、また、現場巡回及び主要工程の立会等の職務を適正に遂行すること ・監理技術者と監理技術者補佐との間で常時の連絡が取れる体制であること ・監理技術者補佐の担う業務等について明らかにすること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例 2 号に係る条件を満たすこと。
	【2 件以内】 ○次の条件を全て満たすこと（専任特例 1 号） ・工事現場間が一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に、工事現場間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること ・下請次数が 3 を超えないこと ・連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1 年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること ・工事現場の施工体制を情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること ・人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと ・工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例 1 号に係る条件を満たすこと。
[請負金額] 1 億円 (2 億円) (※ 1)	

※ 1 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。

2 主任技術者

請負金額	兼務制限
1 億円 (2 億円) (※ 1)	【2 件以内】 ○次の条件を全て満たすこと ・同一市町内（（安芸郡 4 町においては安芸郡内）で工事現場間の間隔が 10km 程度以内であること ・密接な関係（※ 2）がある公共工事であること （監理技術者を配置した工事での兼務は不可）
	【2 件以内】 ○次の条件を全て満たすこと（専任特例 1 号） ・工事現場間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に、工事現場間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること ・下請次数が 3 を超えないこと ・連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1 年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること ・工事現場の施工体制を情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること ・人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと ・工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例 1 号に係る条件を満たすこと。
	4, 500 万円 (9, 000 万円) (※ 1) 【兼務制限なし】

※ 1 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。

※ 2 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む。）をいう。

3 現場代理人

請負金額	兼務制限
4,500万円 (9,000万円) (※1)	【2件以内】 ○次の条件を全て満たす場合に限る ・同一市町内（（安芸郡4町においては安芸郡内）で工事現場間の間隔が10km程度以内であること ・密接な関係（※2）がある公共工事であること （監理技術者を配置した工事での兼務は不可）
	【5件以内】 ○同一市町内（（安芸郡4町においては安芸郡内）の公共工事に限る ※災害復旧工事を除く（※3）（※4）

- ※1 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※2 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※3 県が業務として発注し工事との兼務を認めている道路維持修繕業務委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※4 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

1、2、3における兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

なお、設計金額5,000万円以上の低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

4 営業所技術者等（※１）及び経營業務の管理責任者

請負金額	配置条件
1 億円 (2 億円) (※ 2)	【配置不可】 ○次の条件を全て満たす場合に限る ・配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結 ・配置する工事現場の数が 1 以下 ・配置する営業所と工事現場との間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること ・下請次数が 3 を超えないこと ・連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1 年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること ・工事現場の施工体制を営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること ・人員配置計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと ・当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等に係る条件を満たすこと
4, 500 万 (9, 000 万円) (※ 2)	※監理技術者としての配置は特定営業所技術者に限る (営業所技術者及び経營業務の管理責任者は不可) ○次の条件を全て満たす場合に限る ・配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結 ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接 ・当該営業所との間で常時連絡が可能

- ※ 1 営業所技術者等とは、営業所技術者（一般建設業者が営業所ごとに置く技術者）及び特定営業所技術者（特定建設業者が営業所ごとに置く技術者）をいう。
- ※ 2 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。

広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用について

1 広島県建設分野の革新技術活用制度について

広島県では、建設分野における担い手不足などの様々な課題に対応するため、広島県建設分野の革新技術活用制度を令和4年4月に創設[※]し、施設の長寿命化技術に加え、インフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術の登録・活用を推進しています（制度の概要は別紙リーフレットのとおりに）。
本制度では、現在 **181 技術** を登録しており、登録技術の概要は広島県HPで公表しています。

※広島県長寿命化技術活用制度より改正

<登録状況一覧（登録区分別）>

主部門	区分3	区分2	区分1	登録数 (R7年4月時点)
長寿命化	61	18	—	79
効率化	62	9	—	71
高度化	22	7	2	31
合計	145	34	2	181

<登録技術の概要>

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/summary-of-the-technology.html>



2 登録技術の活用にあたって

■革新技術活用制度に関する資料等の掲載先一覧表

No	内容	文書の掲載先	URL 等
1	設計業務等共通仕様書	広島県の調達情報	https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/file/gk_sekk_eishiyousyo20240801.pdf P.27 第 1209 条設計業務の条件 12
2	工事の総合評価落札方式における加点	広島県の調達情報（令和7年度建設業関係説明会用資料）	本資料の P.30（2）企業の施工能力⑦
3	広島県建設分野の革新技術チャンネル（登録技術の紹介）	YouTube	https://www.youtube.com/@%E5%BA%83%E5%B3%B6%E7%9C%8C%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AE%E9%9D%A9%E6%96%B0/featured

■登録技術に係る試行

登録技術のうち技術の試行により効果を確認することが必要な技術（区分2）や、活用するには更なる開発または改良が必要な技術（区分1）については、県内事業での試行や情報提供を実施し、技術の改良を促進することとしています

＜建設コンサルタント関係＞

設計業務等共通仕様書に次のとおり定めていますので、登録技術を比較検討の対象としてくだ
さいますようお願いいたします。

【設計業務等共通仕様書（令和6年8月）広島県 第1209条（抜粋）】

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等、広島県長寿命化技術活用制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等、広島県長寿命化技術活用制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

＜建設工事関係＞

令和7年6月1日以降に公告する工事の総合評価落札方式において、過去2年間に登録技術の活用実績がある場合、評価項目として次表のとおり加点します。（制度詳細は必ず最新の公表資料をご確認ください。）

また、優良建設工事等表彰における加点の制度は、令和8年度表彰（令和7年度に引渡しを受けた建設工事が対象）から廃止となっています。

評価内容	活用実績あり（工事3件以上）1.0点
	活用実績あり（工事3件未満）0.5点
	活用実績なし 0.0点
対象業種	全ての業種 ※発注業種と同一業種の実績に限る

⇒引き続き、現場の適用条件等を考慮した上で、登録技術の積極的な活用をお願いします。

本制度では、
広島県建設分野の革新技術チャンネル
を運営しています！

制度の概要や登録技術の紹介動画を
公開していますので、ぜひご覧ください！

R7年4月時点で34本の動画を公開中



QRコードで
アクセス
(YouTube)



または

YouTube上で

広島県 革新技術



申請から活用までの流れ

STEP
1

問い合わせ・相談 (随時)

本制度への質問や技術相談などお気軽に、
お問い合わせ・ご相談ください。

広島県土木建築局 技術企画課 企画調査グループ
〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
TEL:082-513-3859(直通)
E-mail:dogikikaku@pref.hiroshima.lg.jp

STEP
2

登録申請 (随時)

広島県電子申請システムにより
提出してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9511



STEP
3

審査 (年2回)

申請された技術について「革新技術検討委員会」において
意見を聴取し、その後、審査会にて審査を行います。
(区分1～3に評価)

STEP
4

登録 (年2回)

「広島県建設分野の革新技術登録簿」に登録日から
10年を経過する日の属する年度の末日まで登録します。

STEP
5

活用

広島県の公共事業で活用を
推進していきます。

また、実証フィールドの提供など
技術の改良に向けた支援も行います。

 広島県土木建築局 技術企画課

本制度の詳細については、広島県のホームページで公表しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/kensetsubunyanokakushingijutsu.html>



令和5年8月改訂

革新技術求む

広島県 建設分野の 革新技術活用制度

公共土木施設の
「長寿命化・効率化・高度化」に
資する「技術」を募集



道路・河川・ダム・砂防・港湾・海岸・上下水道・公園などの公共土木施設

 広島県土木建築局

広島県の公共土木施設の多くは高度経済成長期に整備されており、老朽化する施設の数が増加することが見込まれています。また、人口減少、少子化・高齢化による建設分野の担い手不足や、自然災害の激甚化・頻発化に対応するためには、生産性向上などが求められています。このことから、広島県では施設の長寿命化だけでなく、AI/IoT、ロボティクスなどした進展するデジタル技術等を活用したインフラ整備等の効率化・高度化に向け、「広島県長寿命化技術活用制度」を「広島県建設分野の革新技術活用制度」に改正しました。

公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理のあらゆる段階における、施設の長寿命化やインフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技术

●対象施設 道路・河川・ダム・砂防・港灣・海岸・上下水道・公園などの公共土木施設

対象技術 ライフサイクルコストの縮減など、施設の長寿命化に資する技術

具体例

- 高強度で高耐久性のグレーチング製品
- 耐凍害性等を向上したプレキャスト製品
- 高耐久性の構造物を築造する材料・工法
- コンクリート構造物の鉄筋腐食を抑制する技術
- 乾式吹付を使用した耐震補強工法
- 鋼構造物の防錆性や耐塩害性等の向上を可能にした防食塗装 など



対象技術 建設工事等の省人化・省力化や工期短縮など、インフラ整備等の効率化に資する技術

具体例

- プレキャスト化技術を活用して砂防ダムや橋梁等の構造物を築造する技術
- 3次元データを活用して施設の変状を確認する技術
- UAVを活用して施設点検を行う技術
- 建設機械の無人化施工や自動施工を支援する技術
- 従来より現地作業を軽減できるフレキシブル製品・工法
- 3Dプリンターを活用して構造物を築造する技術 など



対象技術 施設の点検・診断、データの分析など、インフラ整備等の高度化に資する技術

具体例

- カメラ画像等をAIにより解析する技術
- 3次元データ等を活用してAIが構造物を自動的に設計する技術
- 蓄積された振動などのセンサーデータを分析し、構造物の劣化予測を行う技術
- センサーデータを活用した電気・機械設備等の施設運用技術
- カーボンニュートラルの推進に向けた、環境への負荷を低減する工法・製品 など



県内事業者
広島県内に、本社・本店・支社・支店・営業所のいずれか又は生産拠点がある民間事業者等

県外事業者
県内事業者以外で以下の技術を有する民間事業者等

- 国・国土交通省の「新技術情報提供システム」の評価情報に掲載されている技術
- 建設技術審査証明協議会委員の「建設技術審査証明」の交付を受けた技術
- 国及び都道府県、法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）、建設業法施行規則第18条に掲げる法人のいずれかの技術的審査を受けた技術

①公共事業に活用できるもの ②原則として単価設定が可能なもの
③技術の成立性が認められるもの ④公共事業への適用性が認められるもの
⑤当該技術の効果が従来技術に比べ同程度以上であるもの

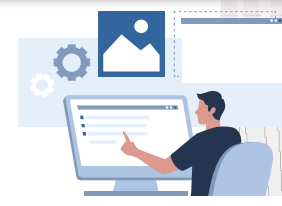
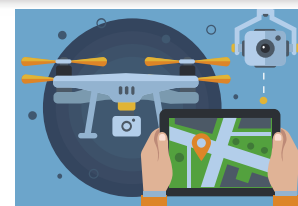
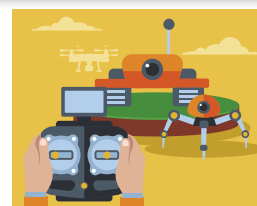
- 区分3 活用促進を図る技術
- 区分2 技術の試行により効果を確認することが必要な技術
- 区分1 活用するには更なる開発または改良が必要な技術

革新技術として
登録

登録日から10年を経過する日の属する年度の末日まで



- 区分3に登録した技術は、登録技術の情報や実績等について広島県のホームページで公表し、現場の適用条件等を考慮した上で、広島県の**公共事業での活用を推進します。**
- 区分3に登録した技術には、広島県が主催する革新技術発表会において**登録技術の内容を発表する機会を提供します。**
- 区分2に登録した技術には、**実証フィールドを提供します。**
- 区分1に登録した技術には、**技術の開発・改良に関する情報共有・助言を行います。**



大規模災害時の協力建設事業者登録制度

協力して頂ける建設事業者を令和7年度も募集します！

～皆様の“熱意と支援”が必要です～

■登録制度の目的

大規模災害時には、県民の安全の確保及び社会経済活動の回復に向け、迅速に応急工事等を実施する必要があり、**地域の建設事業者の皆様**の協力が不可欠です。

この登録制度は、大規模災害時に公共土木施設の被災や土砂災害等が多発し、その地域内の建設事業者だけでは対応が困難な場合に備え、応急工事等の対応が可能な建設事業者を登録しておくことで、公共土木施設の早期復旧に向けた体制づくりを確保するものです。

■募集内容

①登録要件

次の全ての要件に満たす建設事業者の方を対象

- ・ 広島県の建設工事等入札参加資格を有する者
- ・ 土木一式工事又は法面処理工事の業種について資格の認定を受けている者
- ・ 広島県内に本店又は支店等を有する者
- ・ 災害発生時に応急工事等を迅速に実施できる者

②申請内容

活動できる地域、連絡系統、保有する建設資機材 等

③申請方法

広島県のホームページから広島県電子申請システムにより申請

④申請期間

令和7年3月24日（月）から 令和7年5月14日（水）まで

⑤登録の有効期間

令和7年6月1日（日）から 令和8年5月31日（日）まで

■登録されると

- ①応急工事等に要した費用は、他地域での活動に要する旅費等を含め県が負担します。
- ②協力建設事業者として登録された場合、広島県の建設工事等の入札参加資格認定や、経営事項審査における「防災協定の締結の有無」において加算対象となります。

本制度の詳細については、広島県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/kyouryokukensetsujigyosha.html>



広島県土木建築局 技術企画課



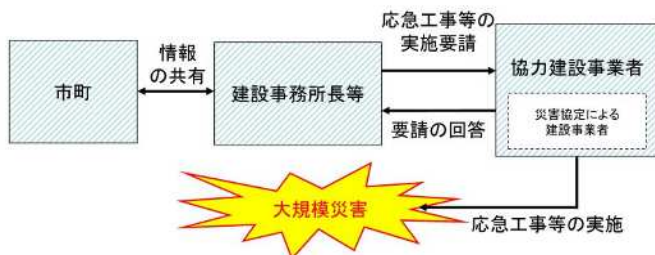
■ 応急工事等の事例



■ Q & A

【Q1】 いつ、どのように実施する事になるの...

【A1】 例えば、平成30年7月豪雨災害などのような大規模災害時において、地域内の建設事業者だけでは応急対応等が困難な場合に、活動可能な地域を登録している建設事業者の方に応急工事等の実施を要請します。



大規模災害時のイメージ
(被災箇所が極めて多く、地域内の建設事業者では対応が困難な場合、登録制度等に基づき対応)



【Q2】 活動する内容は...

【A2】 公共土木施設等に被害が発生又は発生するおそれのある場合において、建設事務所等が緊急に実施する必要があると認める工事を想定しています。

(例) 道路啓開、土砂災害による崩土や流木の撤去、大型土のうの設置、仮排水など

【Q3】 どのような事を事前に登録する必要があるの...

【A3】 大規模災害時には、広範囲に数多くの応急工事等を迅速に対応することが求められることから、事前に活動が可能な地域を市町単位（広島市は区単位）や保有する建設資機材、連絡系統などの登録をお願いします。

(詳細は、県ホームページで確認ください)



【Q4】 他地域の応急工事に対応した場合の費用負担は...

【A4】 遠隔地から他地域での活動に要する労働者（旅費を含む）や建設資機材などの費用は、県の基準に基づき県が負担します。

■ お問い合わせ先

登録制度へのご質問などは、お気軽にお問い合わせください。

広島県土木建築局技術企画課 事業調整グループ

住所：〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL：082-513-3853（直通）

E-mail：dogikikaku@pref.hiroshima.lg.jp

資源有効利用促進法に関する省令の改正について

資源有効利用促進法（再生資源の利用の促進に関する法律）に関する省令が一部改正されました。主な内容は次のとおりです。

1 対象工事

再生資源利用促進計画を作成する工事。

（広島県では、請負代金額 100 万円以上の工事を対象としている。）

2 必要となる主な手続き

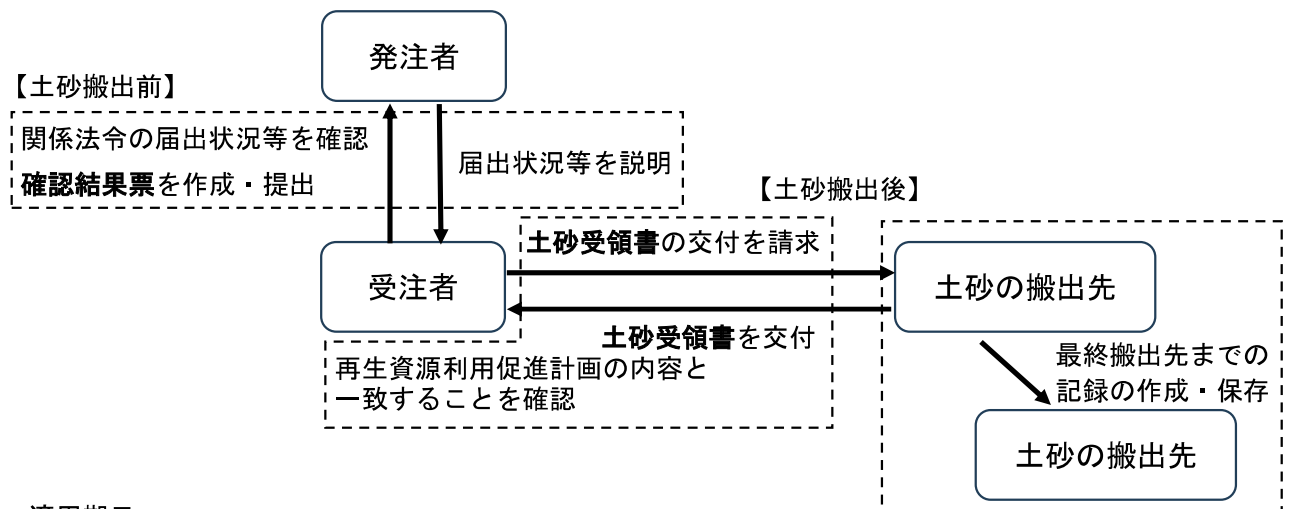
- （1）①再生資源利用促進計画（以下「計画」という。）の作成時に、次の事項を確認するとともに、その結果を記載した確認結果票を作成する。
 - ・工事現場内の土壌汚染対策法の届出（※1）
 - ・土砂の搬出先の盛土規制法や土砂条例の許可・届出

（※1）受注者は、届出状況等を発注者に確認する。発注者は、届出状況等を説明する。

 - ②建設発生土を運搬する者に対し、計画と確認結果票の内容を通知する。
 - ③確認結果票は、計画の一部として、発注者へ説明したうえで提出し（※2）、工事現場の公衆に見えやすい場所に掲示するほか、工事完成後から5年間保存する。

（※2）確認結果票は、施工計画書に添付、もしくは打合せ簿で提出する。
- （2）建設発生土を搬出したときは、搬出先に土砂受領書の交付を求め、計画と一致することを確認するほか、工事完成後から5年間保存する。（※3）

（※3）土砂受領書の提出義務はないが、工事完成後に問題があった場合は遡って確認するため、適切に保存すること。
- （3）建設発生土が計画に記載した搬出先（登録ストックヤード運営事業者を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに当該搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存する。（最終搬出先までの記録の作成・保存）



3 適用期日

- 2（1）（2）については、令和5年5月26日以降に新たに契約する建設工事に適用する。
- 2（3）については、令和6年6月1日以降に新たに契約する建設工事に適用する。

4 その他

確認結果票や土砂受領書の様式・記載例は「広島県の調達情報」に掲載しているため、参考としてください。

・ 確認結果票（記載例）

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名	●●●工事		
受注者	(株)○○○		
作成・更新年月日	2024/4/●	工事責任者	○○ ○○

土砂の搬出に係る土壌汚染対策法等の手続確認結果

工区等	結果区分	確認結果
工事区域	②	手続確認済(搬出可能)

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1	●●●道路改良工事	公共施設用地等	分類:道路 管理機関名:●●●県●●●建設事務所
2	●●●県●●●仮置場	公共施設用地等	分類:河川 管理機関名:●●●県●●●事務所
3	●●●土砂処分場	盛土許可等	盛土規制法第12条許可 許可番号 ●●●県第000000号
4	●●●ストックヤード	盛土許可等	盛土規制法第21条届出 令和●●●年●●●月●●●日届出(●●●県) 国交省登録ストックヤード第0000000-000000号
5	●●●●●土質改良プラント	盛土許可等	広島県土砂の適正処理に関する条例許可 許可番号0000000
6	■●●●●■	別途理由	盛土規制法(宅造区域):許可対象規模未満 土砂条例:許可等対象規模未満 土地所有者:同意確認済
7	■●●●●■	別途理由	盛土規制法(特盛区域):許可対象規模未満 土砂条例:許可等対象規模未満 土地所有者:同意確認済

・ 土砂受領書（記載例）

(受領書記載例: ●●●建設工事 → ■■■建設工事)

令和●●●年●●●月●●●日

(搬出元)

●●●建設工事

責任者(※1) ●●●●●様

(受領先)

■■■建設工事

責任者(※1) ■■■■■

土砂受領書

受領先の名称及び所在地: ■■■建設工事

■■■県■■■市■■■町■■■丁目■■■番地■■■地内

受領した管理者の商号: ■■■建設(株)

搬出元の名称及び所在地: ●●●建設工事

●●●県●●●市●●●町●●●丁目●●●番地●●●地内

土砂の搬出量(※2): 盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m³(地山量)

一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m³(地山量)

搬入が完了した日: 令和●●●年●●●月●●●日

元請業者のみなさまへ

建設発生土の 搬出先の適正確認を 実施していますか？

不法盛土の発生を防止し、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から
資源有効利用促進法に基づく建設発生土等の搬出計画制度の強化が行われています



建設発生土の搬出先計画制度の強化について

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害等を受け、盛土規制法が施行※されるとともに、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、資源有効利用促進法の省令改正により、建設発生土の搬出先の事前確認や搬出後の受領書の確認など建設発生土の搬出先計画制度の強化が行われています。

令和6年6月からは、建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されることがないように最終搬出先まで確認することが元請業者に義務付けられています。

※ 令和5年5月26日施行



R37 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟

資源有効利用促進法について

資源有効利用促進法では、建設工事の発注者及び受注者は、再生資源を利用することや、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めることを求めています。

再生資源の利用促進に関する判断の基準（省令）を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者※に対して、立入検査・勧告・命令を行うことが可能となっています。

以下の省令を改正し建設発生土の搬出先計画制度の強化を行っています。

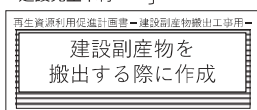
- 指定副産物省令（以下「副令」と記載）
建設副産物を工事現場から搬出する際の省令
- 再生資源省令（以下「再令」と記載）
再生資源を工事現場で利用する際の省令

※ 年間施工金額25億円以上の事業者

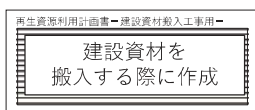
①-1 再生資源利用（促進）計画の作成

- 建設副産物の搬出、建設資材の搬入前に再生資源利用（促進）計画を作成する。
【副令 第8条第1項、再令 第9条第1項】

- 再生資源利用促進計画の作成対象
・建設発生土 500m³以上
（1,000m³以上から拡大）
・コンクリート塊
・アスファルト・コンクリート塊
・建設発生木材
合計が200t以上



- 再生資源利用計画の作成対象
・土砂 500m³以上
（1,000m³以上から拡大）
・砕石 500t以上
・加熱アスファルト混合物 200t以上



①-2 搬出先の適正確認（盛土規制法の許可地等の確認）

- 盛土規制法や都道府県等の土砂条例の許可や届出が行われているかなど搬出先の適正を確認し、確認結果票を作成する。
【副令 第8条第3・4項】

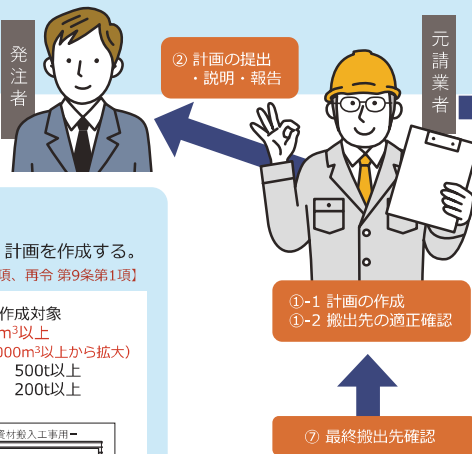
- 工事現場の土地の掘削その他土地の形質の変更において、土壌汚染対策法等の手続が行われているか発注者等に確認し、確認結果票に記載する。
【副令 第8条第3・4項】

- 確認結果票は、工事の完成後5年間保存する。
【副令 第8条第11項】

詳細は「確認結果票作成に当たっての解説」をご確認ください。（裏面にHPリンクを掲載）

② 発注者への計画の提出・説明・報告

- 計画の作成後速やかに発注者に計画を提出し、その内容を発注者に説明する。
【副令 第8条第5項、再令 第9条第1項】
- 計画に変更が生じたときは速やかに計画を変更し、変更内容を発注者に速やかに報告する。
【副令 第8条第7項、再令 第9条第3項】
- 計画の実施状況の記録は、発注者から請求があったときは報告を行う。
【副令 第8条第9項、再令 第9条第5項】



工事完成後に行うこと

⑧ 計画の実施状況の記録と書面の保存

- 工事の完成後、速やかに再生資源利用（促進）計画の実施状況を記録し5年間保存する。
【副令 第8条第9・11項】
【再令 第9条第5・7項】
- 交付された受領書又はその写しを工事の完成後5年間保存する。
【副令 第6条第2項】
- 最終搬出を記録した書面を工事の完成後5年間保存する。
【副令 第6条第3項】

③ 計画書の現場掲示

- 計画書と確認結果票を公衆の見やすい場所に掲示する（デジタルサイネージによる掲示含む）。
- インターネットの利用による公表に努める。

【副令 第8条第8項、再令 第9条第4項】

④ 搬入時の受領書の交付

- 再生資源利用計画に記載した搬入元から土砂を搬入したときは、速やかに、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。

【再令 第5条】

⑤ 運搬を行う者に対する通知

- 建設現場からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、土砂運搬者に対して再生資源利用促進計画に記載した内容を通知する。

【副令 第8条第6項】

⑥ 搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認

- 再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者に対して受領書の交付を求める。
- 交付された受領書に記載された内容が、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
【副令 第6条第1・2項】

⑦ 最終搬出先の確認

- 搬出先からさらに他の搬出先の搬出された場合（以下①～③の場合を除く）は、最終搬出先を確認し書面を作成する。
【副令 第6条第3項】

【最終搬出先の確認が不要となる搬出先】

- 国又は地方公共団体が管理する場所
- 他の建設現場で利用する場合
- 登録ストックヤード

※ 土砂処分場は、再搬出されることが無いことが明確であれば、最終搬出先として書面に記載することで以後の確認は不要

登録ストックヤードの詳細は「ストックヤード運営事業者登録制度」のHPからご確認ください。（裏面にHPリンクを掲載）

受領書の記載内容について

- 搬入元に交付するもしくは搬出先から交付してもらう受領書の記載事項は以下のとおり。
【副令 第6条、再令 第5条】

- 搬入元・搬出先の名称
- 搬入元・搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- 搬入元・搬出元の名称
- 搬入量・搬出量
- 搬入・搬出が完了した日
- 土砂の利用種別（盛土利用等又は一時堆積）※1
- 土質区分※2及び地山量、締固め量、ほぐし土量

※1 盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※2 土質区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号平成18年8月10日による区分を標準とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系（（公社）地盤工学会）による。

受領書（記載例）

建設発生土の搬出先の適正確認が実施されているかのチェックを！

	チェック項目	対応時期	チェック
①-1	再生資源利用（促進）計画を作成していますか	搬入・搬出前	
①-2	事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等の確認を行い、確認結果票を作成していますか	搬出前	
②	計画の作成後速やかに発注者に計画を提出し、その内容を発注者に説明していますか	搬出前	
③	計画書を現場の見やすい場所に掲示していますか	搬入・搬出前	
④	再生資源利用計画に記載した搬入元に受領書を交付していますか	搬入後	
⑤	土砂運搬者に対して再生資源利用促進計画に記載した内容を通知していますか	搬出前	
⑥	再生資源利用促進計画に記載した搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認していますか	搬出後	
⑦	最終搬出先の確認※を行い、書面を作成していますか	搬出後	
⑧	工事の完成後、再生資源利用（促進）計画・受領書・最終搬出先確認記録を5年間保存していますか	工事完了後	

※令和6年6月1日以降に契約した工事が対象



建設工事の請負契約を締結する際は、建設副産物の運搬費その他の指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めてください。【副令第2条の2】

建設発生土の搬出先計画制度やストックヤード運営事業者登録制度の情報について

建設発生土の搬出先計画制度の詳細情報や登録ストックヤードの情報については、国土交通省ホームページをご確認ください。

「建設発生土の搬出先計画制度」

- ・「確認結果票作成に当たっての解説」にて確認フローによる適正確認の方法を確認、様式のダウンロードができます。
- ・関係法令や運用についても掲載していますので、あわせてご確認ください。
- ・よくある質問をFAQで確認できます。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html
- ・再生資源利用〔促進〕計画の様式は以下HPからダウンロードできます。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm



「ストックヤード運営事業者登録制度」

- ・全国のストックヤード事業者の登録状況は登録簿から確認できます。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html



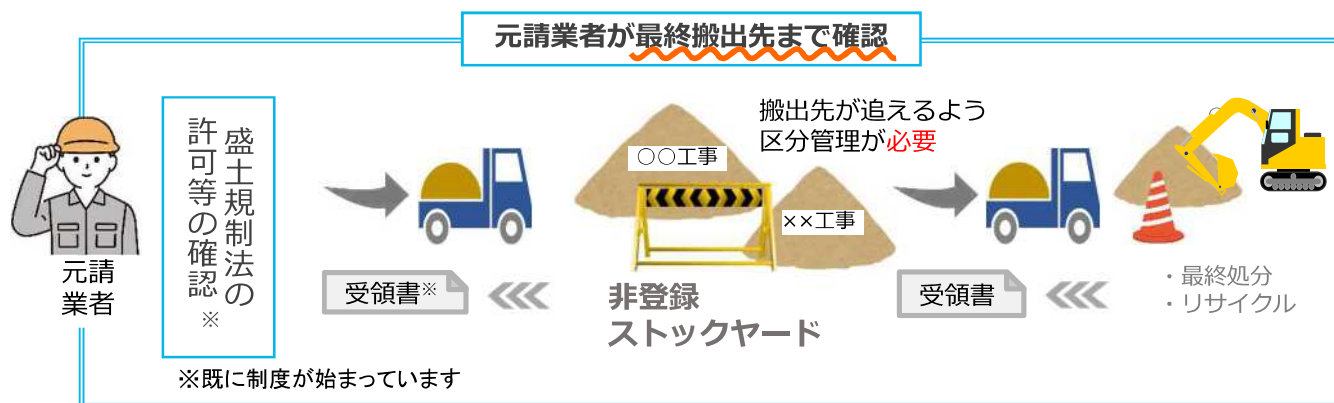
令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が 最終搬出先まで義務づけられます！ ～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



登録ストックヤードに搬出した場合は
最終搬出先まで確認することが不要となります。



・最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様に、
登録制度のご紹介をお願いします。

再生資源利用促進計画書・実施書について

再生資源利用促進計画書・実施書について

広島県では、請負代金額100万円以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出することとしています。

また、再生資源利用促進計画を作成した工事は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出することとしています。

計画書・実施書作成時の留意点

計画書・実施書の作成時に、コードの選択ミスが散見されています。

事業者の皆様におかれましては、計画書・実施書の作成時に次の点にご留意いただきますようお願いいたします（詳細は別紙参照）。

1 「施工条件の内容」欄

広島県では、公共工事等への流用が困難な場合には、公の関与する埋立地又は建設発生土処分先一覧表に掲載された施設へ搬出することとしており、これは「指定処分A」に該当します。

工事の特記仕様書等において、これらの施設への搬出を指定されている場合は、「A 指定処分（発注時に指定されたもの）」を選択してください。

なお、県発注工事では「B 指定処分」や「自由処分」は、原則使用していません。

2 「搬出先の種類コード」欄

建設発生土処分先一覧表に掲載された施設には、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地の2種類があります。

それぞれの施設に応じて、次のとおり選択してください。

◆ 建設発生土リサイクルプラントへ搬出する場合

「4. 土質改良プラント」

◆ 建設発生土受入地へ搬出する場合、事業者を受入地の建設目的を確認し、

①農地転用など、再利用を目的とした受入地の場合

「2. 他の工事現場（内陸）」

②建設発生土処分場の建設など、最終処分を目的とした受入地の場合

「10. 土捨場・残土処分場」

（参考）

◆ 公の関与する埋立地へ搬出する場合、

「2. 他の工事現場（内陸）」 または 「3. 他の工事現場（海面）」

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善	● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	● スライド条項の適切な活用（変更契約）	● 資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】	● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上		● I C T 活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進	● I C T 指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（J V方式・労災保険加入）	（参考） ◇ 公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】	

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
全産業 494万円/年 1,954時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月労働統計調査」(令和4年度)

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革

労働時間の適正化

生産性向上

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

- 標準労務費の勧告**

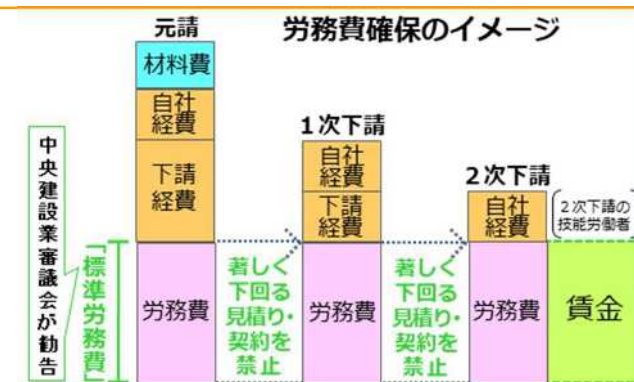
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

- 適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い労務費等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡ 国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**

・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化

- 契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

- ICTを活用した生産性の向上**

・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化**(例、遠隔通信の活用)

・国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例、元下間でデータ共有)

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

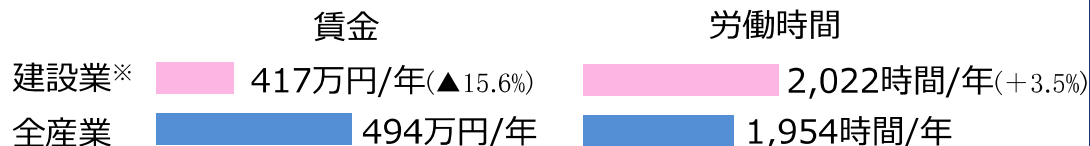


背景と方向性

背景

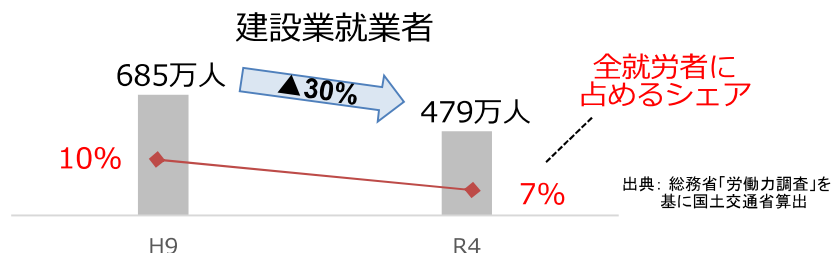
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難

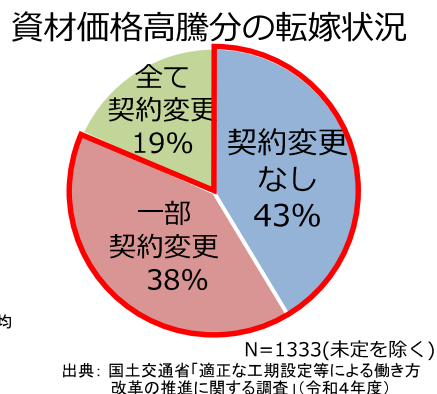
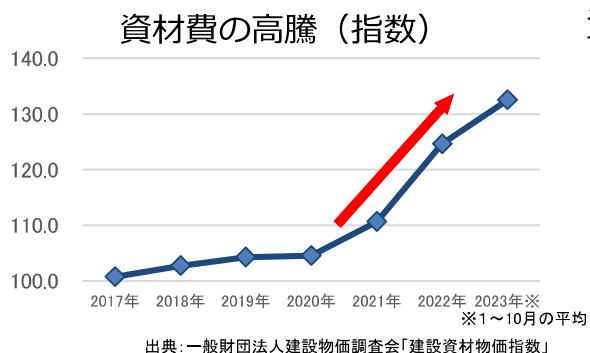


※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

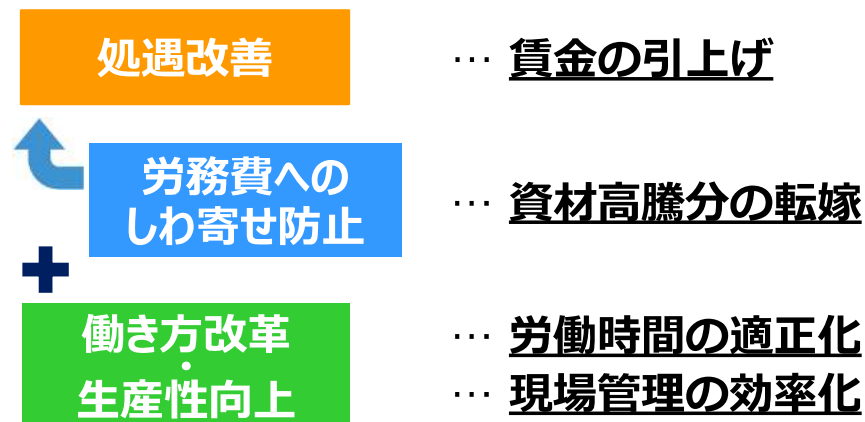


- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

2024年
4月から

方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

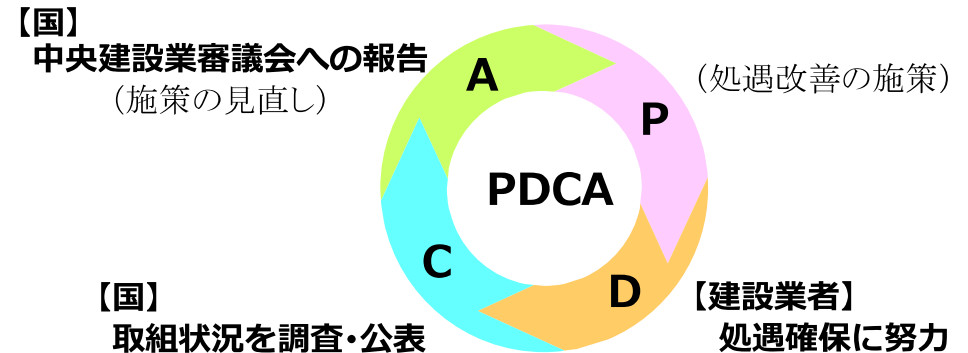
「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

【改正の概要】1. 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

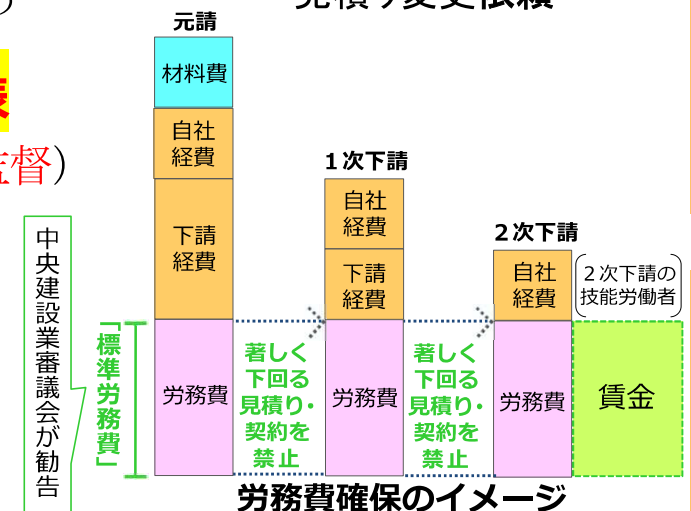
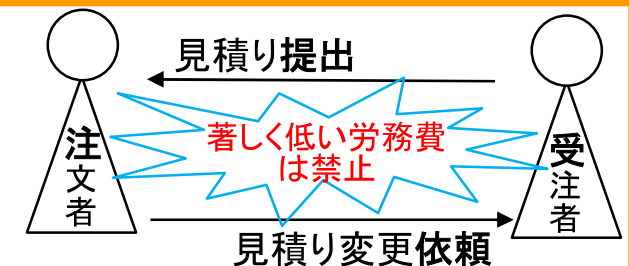


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や**見積り変更依頼**(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



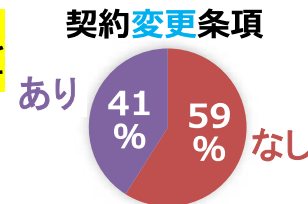
(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

注文者



「資材高騰のおそれあり」

受注者



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



注文者

「**変更方法**」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



受注者

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

- 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

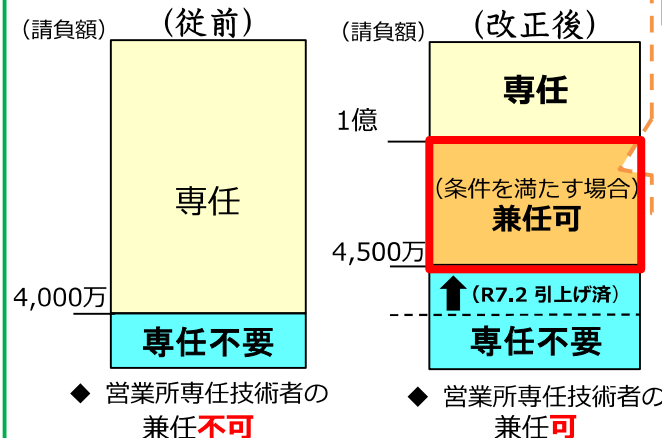
契約後

- 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、
効率的な現場管理を努力義務化
※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



- 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

改正建設業法による新規制等の公共工事への適用

建設業法の改正による新規制等（全工事対象）

1. 労働者の処遇改善

- 適正な労務費等の確保と行き渡り
 - ・ 著しく低い労務費等による見積書の作成を禁止（建設業者）
 - ・ 著しく低い労務費となる見積書の変更要求を禁止（注文者）
 - ・ 違反発注者に勧告・公表

- 原価割れ契約を禁止（建設業者）
(参考) 注文者は地位を利用した原価割れ契約を禁止（現行）

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
 - ・ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
 - ・ 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

- 契約後のルール
 - ・ 資材高騰が顕在化した場合に、「変更方法」に従って契約変更協議を申し出ることができる（建設業者）
 - ・ 変更の申出に対し誠実に協議に応じる努力義務（注文者）

3. 働き方改革と生産性向上

- 工期ダンピングによる契約を禁止（建設業者）
(参考) 注文者も工期ダンピングによる契約を禁止（現行）

公共工事における適用（発注者・元請間の契約の場合）

- 入札前の見積書作成や入札時に提出する入札金額内訳書※作成に左の禁止規定を適用（建設業者）※記載事項として労務費等を明確化【入契法改正】
- 見積書の金額変更を要求する場合※に左の禁止規定を適用（発注者）
※ 予定価格算定の参考とする見積の徴収、技術提案・価格交渉方式による入札の場合など
- 違反発注者に左の勧告・公表規定を適用

- 左の禁止規定は公共工事にも適用（建設業者）
(違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】)
(参考) 公共発注者にも、左の地位利用による原価割れ契約禁止を適用（現行）

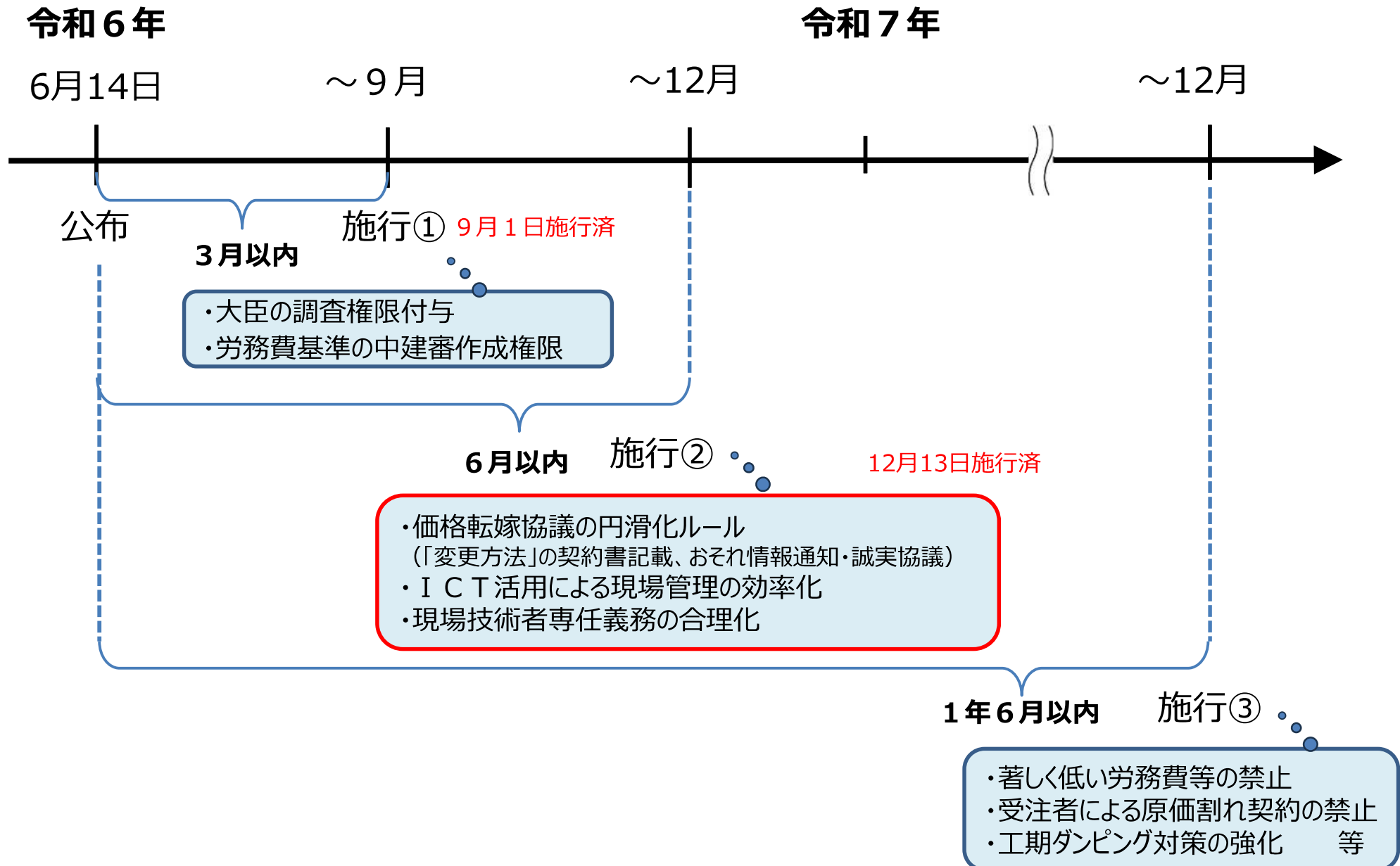
- 左の規定に従って契約書を作成する義務（建設業者・発注者）
(注)既に普及している公共約款の中で、請負代金の「変更方法」として受発注者間の協議やスライド条項が規定されている。
- 左の規定を適用し、入札時点でのリスク情報提供を想定（建設業者）

- 公共工事でも左の規定に従い、契約変更協議の申出が可能（建設業者）
- 変更の申出に対し、公共発注者は、誠実に協議に応じる義務【入契法改正】
(注)既に普及している公共約款の中で、工期・代金の変更は、受発注者間で協議して定める規定となっている。

- 左の禁止規定は公共工事にも適用※（建設業者）
(違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】)
※ 入札手続で工期短縮を技術提案する場合や工期変更協議の場合など
(参考) 公共発注者にも、左の注文者による工期ダンピング禁止を適用（現行）

★ 上記の各禁止規定に抵触する契約は、当事者間では有効だが、建設業法上は違法として勧告・処分の対象になりうる。

施行時期について(建設業法・入契法)



公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布・施行※
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

問い合わせ窓口等

国土交通省では以下の各種相談窓口等を設けております

建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索



駆け込みホットライン

—建設業法違反通報窓口—

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、許可行政庁が必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン

検索

- 下請負人が、元請負人から不当な資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払保留など、建設業法に違反するおそれがある行為を受けたとして監督行政庁に通報したことを理由に今後の取引を停止するなど、不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブル相談窓口のご案内

建設業取引適正化センター

トラブルを解消して、健全な取引をしよう！

建設業取引適正化センター

検索

センター 東京
TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

相談料
無料

センター 大阪
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp



【受付時間】 9:30～17:00 (土日、祝日及び12/29～1/3を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決に向けての方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

その他の建設業法に関するお問い合わせ窓口

建設業法に関するお問い合わせ等は、地方整備局等や都道府県の建設業許可担当部署も併せてご活用下さい

各許可行政庁の連絡先は国土交通省ホームページでご確認いただけます。

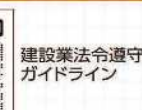
建設業 許可行政庁一覧

検索

建設業法及び各種ガイドラインのご確認は国土交通省ホームページ等でご確認いただけます



建設業法



工期に関する基準



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

建設業労働環境改善等助成金のご案内

令和7年4月

県内の建設業の担い手確保を促進することを目的として、建設労働者の新規雇用の拡大に向けて労働環境改善等に取り組もうとする県内の中小建設業者に対し、その経費の一部を助成します！

1 申請できる建設業者

職場の魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境改善等に取り組む者のうち、以下の条件を満たすことが必要です。ただし、同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主を除きます。

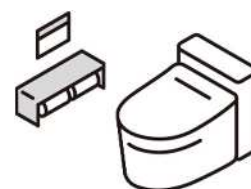
- (1) 建設業の許可を受けて建設業を営む中小企業事業主で、県内に主たる営業所を有する者であること。
- (2) 建設労働者を雇用して建設事業を行っていること。
- (3) ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

2 助成対象事業

(1) 労働環境改善経費

助成対象事業者が実施する建設労働者の労働環境の改善に資する次に掲げる施設・備品等の新設・購入等に要する経費

- ア 女性専用施設等（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等）
- イ 熱中症対策・防寒備品等（大型冷風機・暖房器具等）
- ウ その他労働環境の改善に資すると知事が認めるもの



(2) 資格取得経費

助成対象事業者が建設労働者に取得させる建設関係資格の取得に要する経費（受講料、教材費、旅費等）

(3) 現場見学会等開催経費

助成対象事業者が新規に入職しようとする者を対象に開催する現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップに要する経費とする。（広報費、機械器具等借上料、教材費、傷害保険料、参加者用借り上げバス等）

(4) 建設事業の生産性向上に関する講習会経費

助成対象事業者が建設労働者に受講させる、生産性向上に関する講習会に要する経費（受講料、自社開催時の講師謝金、教材費等）

3 助成額

助成対象事業（1）～（4）の経費に二分の一を乗じた額又は上限50万円のいずれか低い額。

4 申請期間

令和7年5月26日（月）から令和7年11月28日（金）まで

※申請は先着順とし、交付決定額が予算枠に達したときは、同日以前に受付を終了します。

※詳細は広島県ホームページをご覧ください。

ホームページ URL

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/kaizenjoseikin.html>

【問い合わせ先】

広島県 土木建築局 建設産業課 建設業グループ
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 （広島県庁北館 6 階）
TEL:082-513-3822 FAX:082-223-3593
Email:dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

QRコードはこちら↓



建設業許可・経営事項審査の電子申請について

令和5年1月より、建設業許可や経営事項審査の電子申請の受付を開始しています。

建設業許可等電子申請システムログイン、申請者マニュアルについては、国土交通省 Web サイトをご確認ください。

[建設産業・不動産業：建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）](#) - 国土交通省

建設業許可・経営事項審査は 会社や自宅のパソコンから！

いつでも
申請

簡単

便利

ジェイシップ
JCIP
建設業許可・
経営事項審査電子申請システム

※一部の行政庁では、受け付けていません。
（令和6年4月現在）



会社や自宅から申請

インターネットで申請・届出書類の
作成から提出まで完結されるので、
窓口への訪問や郵送の手間を省くことができます。



手戻り防止

エラーチェックや自動計算により
作成誤りがなくなり、
手戻りを防止できます。



確認書類の取得や添付が不要

登記事項証明書や納税情報書類等の
確認書類の取得や添付が不要になります。
また、印紙の用意も不要になります。
※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。

申請書類作成時間の短縮

外部のアプリケーション等で作成した
データ（XMLデータ）が取り込めます。
また、前回作成データを利用することができ、
書類作成の時間を大幅に削減できます。

業務効率化

 国土交通省

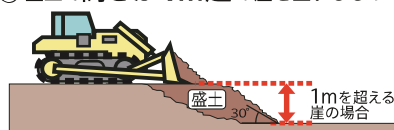
広島県全域（広島市、呉市、福山市を除く）で 盛土等を行う場合は許可が必要となります！

- ・令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。
- ・広島県では、令和5年9月28日に県内全域（広島市、呉市、福山市を除く）を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始しました。（広島市、呉市、福山市の規制区域は各市にご確認ください）
- ・下記の許可対象工事に示す規模の盛土等を行う場合は工事を行う前に許可が必要となりますので、申請をお願いいたします。（申請先は裏面で確認できます。）



許可対象工事

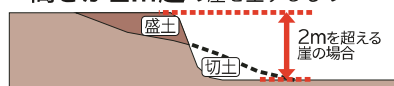
① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの



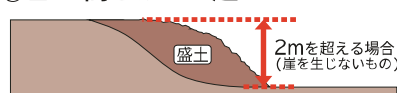
② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



③ 盛土と切土を同時に行い
高さが2m超の崖を生ずるもの



④ 盛土で高さが2m超となるもの



⑤ 盛土又は切土をする土地の
面積が500㎡超となるもの



⑥ 最大時に堆積する
高さが2m超かつ面積が300㎡超
または面積が500㎡超となるもの



申請窓口

※広島市、呉市、福山市については、各市にご確認ください。

申請所在地	申請窓口		許可担当部署		
			盛土、切土又は土石の堆積の面積		
			1ha未満	1ha以上 5ha未満	5ha以上
竹原市	竹原市	都市整備課	竹原市	西部建設事務所	県庁
大竹市	大竹市	都市計画課	大竹市		
東広島市	東広島市	開発指導課	東広島市		
廿日市市	廿日市市	都市計画課	廿日市市		
江田島市	江田島市	都市整備課	西部建設事務所		
府中町	府中町	建築課			
海田町	海田町	都市整備課			
熊野町	熊野町	都市整備課			
坂町	坂町	都市計画課	坂町		
安芸太田町	安芸太田町	建設課	西部建設事務所		
北広島町	北広島町	建設課			
大崎上島町	大崎上島町	建設課			
三原市	三原市	建築指導課	三原市	東部建設事務所	
尾道市	尾道市	建築課	尾道市		
府中市	府中市	都市デザイン課	東部建設事務所		
世羅町	世羅町	企画課			
神石高原町	神石高原町	建設課	神石高原町	北部建設事務所	
安芸高田市	安芸高田市	管理課	安芸高田市		
三次市	三次市	都市建築課	三次市		
庄原市	庄原市	都市整備課	北部建設事務所		
		建設課			

連絡先一覧

部署名	郵便番号	所在地	電話番号
県庁	730-8511	広島市中区基町10番52号	082-513-4143
広島県西部建設事務所	732-0816	広島市南区比治山本町16番12号	082-250-8158
広島県東部建設事務所	720-8511	福山市三吉町一丁目1番1号	084-921-1311
広島県北部建設事務所	728-0013	三次市十日市東四丁目6番1号	0824-63-5181
竹原市	725-8666	竹原市中央五丁目1番35号	0846-22-7749
大竹市	739-0692	大竹市小方1丁目11番1号	0827-59-2167
東広島市	739-8601	東広島市西条栄町8番29号	082-420-0959
廿日市市	738-8501	廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9194
江田島市	737-2297	江田島市大柿町大原505番地	0823-43-1647
府中町	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5番1号	082-286-3174
海田町	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14番17号	082-823-9634
熊野町	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5608
坂町	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	082-820-1513
安芸太田町	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1	0826-28-1962
北広島町	731-1595	山県郡北広島町有田1234番地	050-5812-1860
大崎上島町	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625番地1	0846-65-3124
三原市	723-8601	三原市港町三丁目5番1号	0848-67-6125
尾道市	722-8501	尾道市久保一丁目15番1号	0848-38-9245
府中市	726-8601	府中市府川町315番地	0847-43-7159
世羅町	722-1192	世羅郡世羅町西上原123番地1	0847-22-3206
神石高原町	720-1522	神石郡神石高原町小島1701番地	0847-89-3338
安芸高田市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-47-1201
三次市	728-8501	三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6385
庄原市	都市整備課	庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1115
	建設課		0824-73-1150

許可申請に必要な手続き等について、詳しくは広島県のホームページをご確認ください。

広島県 盛土規制 🔍 検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>

ご確認ください！

呉市イメージキャラクター 呉氏



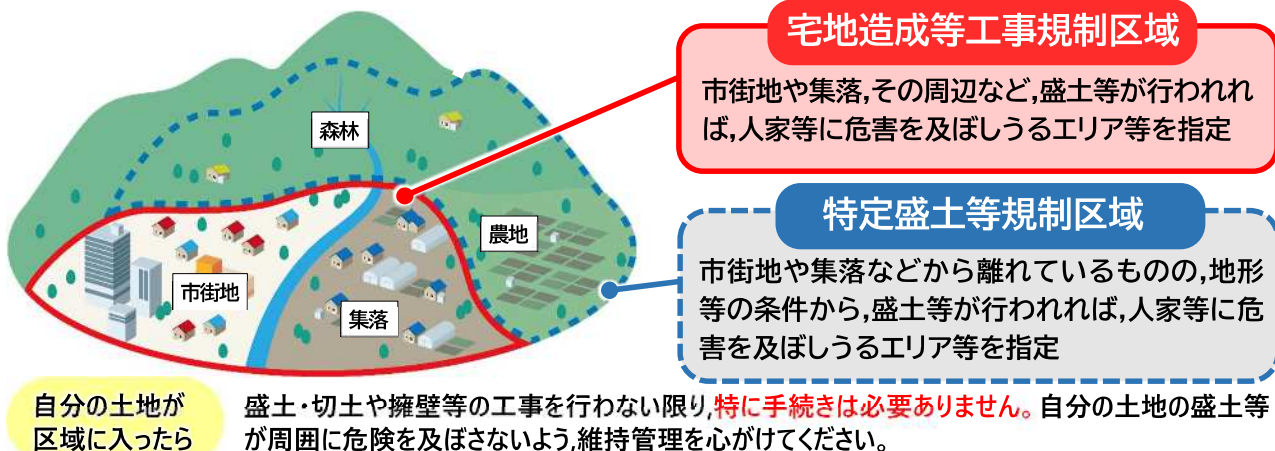
もりど 盛土等に関する規制が始まります。

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されました。
- 盛土規制法は、盛土等に関する工事を規制する区域を指定したのち、法律に基づく規制が開始されます。
- 呉市では、令和6年4月1日に規制区域を指定し、運用を開始する予定です。

取組

1 規制区域の指定

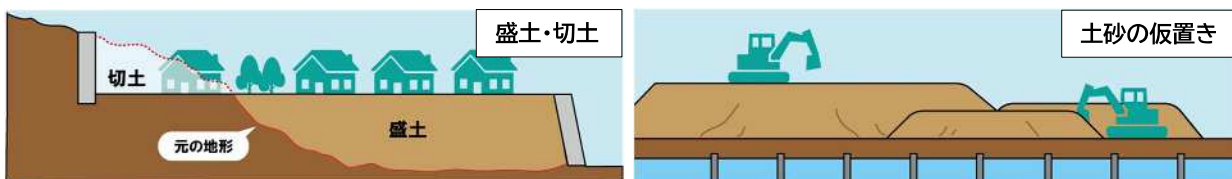
盛土等の崩落により、被害を及ぼしうる区域を指定します。各規制区域の詳細は呉市のウェブサイト等で確認できます。



取組

2 安全な盛土の造成

切土・盛土や、土砂のストックヤードにおける仮置きなどでは、許可が必要になる場合があります。



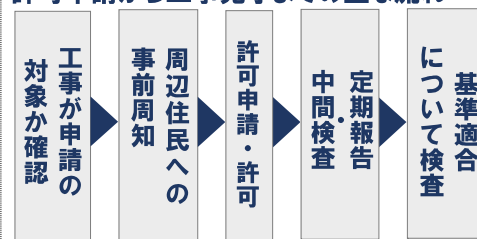
例えば・・・ ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの (①～④を除く)
イメージ図					

例えば・・・ ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

許可申請から工事完了までの主な流れ



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。 出典:国土交通省盛土規制法パンフレットを基に作成

取組

3 盛土等を安全に保つ責務

規制区域内で盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土を安全に保つ「責務」があります。所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。

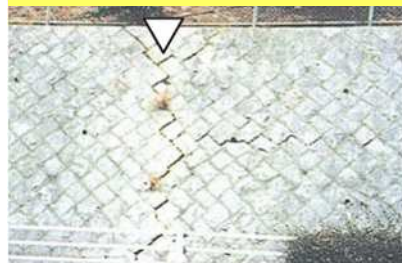
盛土の割れ



地下水の流出

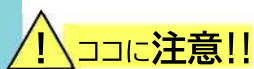


擁壁の割れ



取組

4 実効性のある罰則



- 無許可行為や命令違反等に対する罰金刑等 最大で懲役 **3** 年以下・罰金 **1,000** 万円以下
- 法人に対しても、法人重科を措置 最大で罰金 **3** 億円以下 等

取組

5 呉市の規制区域

呉市では、市全域に対して「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」を予定しています。



出典:地理院地図(地理院地図を加工して作成)



ココに注意!!

規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ**許可が必要**です。

お問い合わせ

窓口担当

呉市 都市部 都市計画課 TEL: 0823-25-3369 FAX: 0823-24-6831

呉市 HP

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/49/>

2024年（令和6年）4月1日から

福山市全域で盛土等を行う 場合は許可が必要となります！

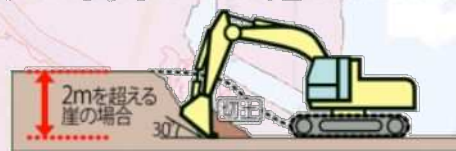
- 2023年（令和5年）5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行されました。
- 福山市では、2024年（令和6年）4月1日に市内全域を規制区域に設定し、盛土規制法の運用を開始します。
- 次の許可対象工事に示す規模の盛土等を行う場合は工事を行う際に許可が必要となりますので、申請をお願いします。

許可対象工事

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの



②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



③盛土と切土を同時に行い
高さが2m超の崖を生ずるもの



④盛土で高さが2m超となるもの



⑥最大時に堆積する
高さが2m超かつ面積が300㎡超
または面積が500㎡超になるもの



⑥盛土又は切土をする土地の
面積が500㎡超となるもの



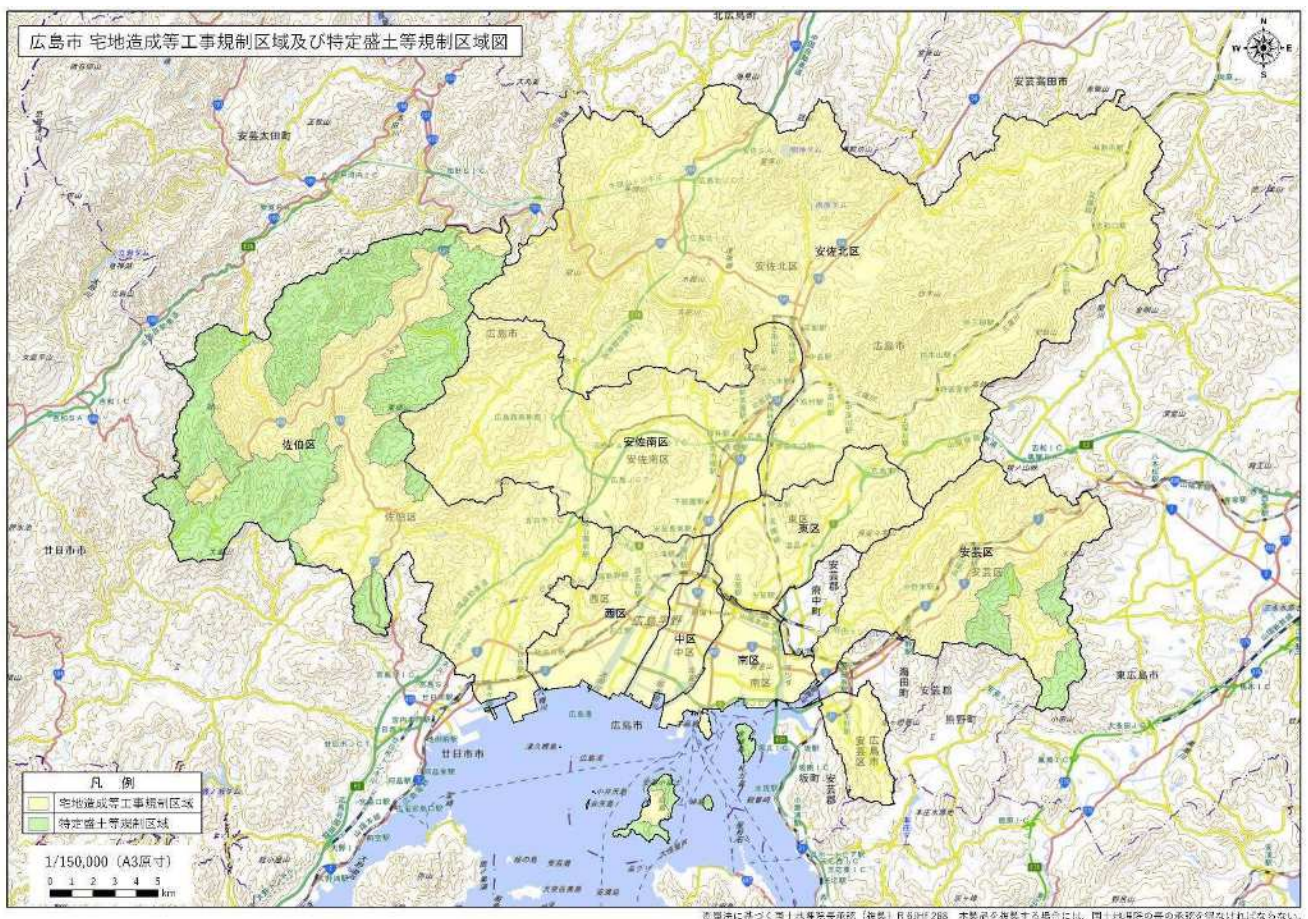
「盛土規制法」による規制開始のお知らせ

- これまで、広島市では、宅地造成等規制法や広島市土砂堆積等規制条例などによって、一定規模以上の盛土等を規制してきました（許可制）。
- そのような中、国は、危険な盛土等を全国一律の基準で規制するため、宅地造成等規制法を「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」に改正・改称しました（令和 5 年 5 月 26 日施行）。
- 広島市では、**令和 7 年 4 月 1 日に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、盛土規制法による規制を開始します。**
- ※ なお、盛土規制法の規制対象とならない小規模な盛土については、引き続き広島市土砂堆積規制等条例により規制します。

1. 盛土規制法の概要

- ① 規制区域の指定
 - ・ 盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定します。
- ② 安全な盛土等の造成
 - ・ 宅地造成のほか、農地・森林造成も、規制区域内の盛土等はあらかじめ広島市長の許可や届出が必要となります。
- ③ 盛土等を安全に保つ責務
 - ・ 過去の盛土等を含めて、土地所有者等は土地を安全に保つ責務があります。
- ④ 厳しい罰則
 - ・ 無許可で盛土等を行うと、最大で懲役 3 年または罰金 1,000 万円が科せられます。
(法人の場合は、最大で罰金 3 億円)

2. 盛土規制法に基づく規制区域（広島市全域を指定）



広島市に隣接する土砂堆積等規制区域（規制）R 6.0.1.268 本地図を複製する場合に、国土院の長の承認を得なければならない。

3. 盛土規制法の規制対象となる盛土等の規模

《宅地造成等工事規制区域》

規制対象となる盛土等の規模

赤文字 許可対象

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

例えば… ●土地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

《特定盛土等規制区域》

規制対象となる盛土等の規模

赤文字 許可対象

青文字 届出対象

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

例えば… ●土地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 2m超5m以下 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 2m超5m以下 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

4. Q & A

Q 1 : 許可申請を行うのは誰ですか ?

A 1 : 工事主 (盛土等の工事の請負契約の注文者又は請負契約を行わず自ら工事をするもの) です。

Q 2 : 許可申請はどのように行うのですか ?

A 2 : ホームページに最新の「宅地開発許可の手引き」「広島市開発技術基準」を掲載していますので確認ください。

Q 3 : 令和 7 年 4 月 1 日時点で造成を行っている場合、何か手続きは必要ですか ?

A 3 : ホームページに「区域指定時前後の許可等の手続き」を掲載していますので確認の上、届出等を行ってください。

Q 4 : 造成を予定していたが、令和 7 年 4 月 1 日時点で工事に着手できなかった場合、何か手続きは必要ですか ?

A 4 : 規制の対象であれば、盛土規制法による許可申請が必要となります。

お問い合わせ

広島市 都市整備局指導部 宅地開発指導課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (広島市役所本庁舎6F)

TEL 504-2285 FAX 504-2529

ホームページのリンク先 →

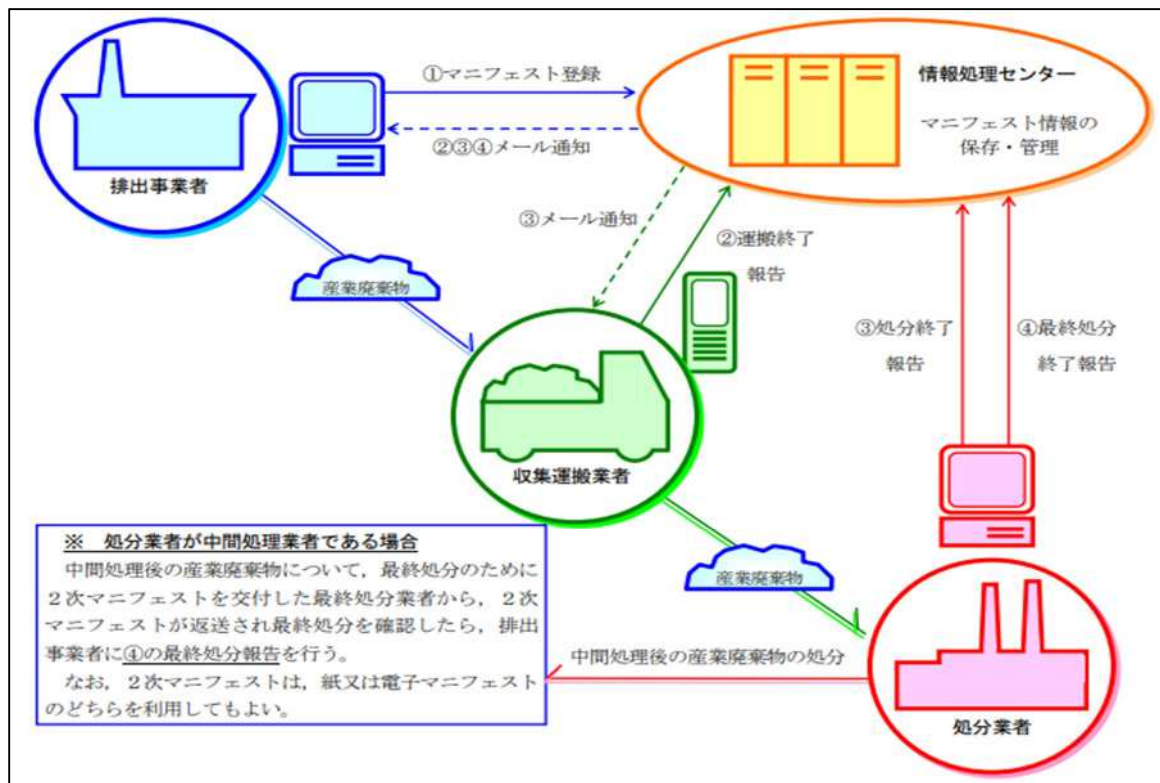


電子manifestoについて

広島県では、デジタル技術を活用した資源循環の促進に向けて、manifesto（産業廃棄物管理票）の電子化を進めています。

□ 電子manifestoのしくみ

電子manifestoは、紙に記載しているmanifesto情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークで情報のやり取りを行う仕組みです。



□ 電子manifestoを使用するメリット

○事務処理の効率化

- ・行政への年次報告（管理票交付等状況報告）が不要
- ・manifestoの保存・保管スペースが不要
- ・紙のやり取り（発送、郵便受付作業）の省略
- ・テンプレート登録機能等によるmanifesto作成の簡易化

○法令順守(コンプライアンス)

- ・manifestoの誤記、記載漏れ、紛失の防止
- ・各種期限を一覧表示機能や通知機能で確実に確認

○透明性の確保

- ・manifestoの偽造、不正修正の防止
- ・本社・支店において、全国各地の排出事業場のmanifesto情報を閲覧可能

□ 電子マニフェストの利用条件

- ・インターネットに繋がるパソコン・スマートフォンがあり、JW センターに加入している。

⇒加入申込はJWセンターHPから行います。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/procedure/index.html>

※少量排出事業者団体加入制度（C料金）の枠組で加入する場合は広島県資源循環協会
で加入申込を行ってください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-denshimanifest.html>

- ・排出・収集運搬・処分業者の3者で電子マニフェストを利用できる。

⇒委託事業者の加入者情報はあらかじめJWNETのHPにおいて、検索が可能です。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/lsearch/index.html>

⇒優良認定を受けている産廃処理業者は全て電子マニフェストに加入しています。
県内の優良産廃業者はひろしま産廃ネットで検索可能です。

<http://www.hshigen.or.jp/sagashite.html>

- ・担当者が、システム上でマニフェストの登録や処分報告などの操作を行える。

□ 電子マニフェスト活用講習会

広島県では定期的に電子マニフェスト活用講習会を実施しています（R6年度実績：計6回）。令和7年度も開催予定です。ぜひご参加ください（参加費は無料）。予定が決定次第、当課のホームページにてお知らせします。

なお、令和6年度の開催周知ページにて、過去の講習会の動画を配信しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/denmani-seminar-2024.html>

また、JWNET の HP において、解説動画、操作マニュアル・操作ビデオが掲載されています。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/douga/index.html>

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/index.html>

参考にしてください。

□ 電子マニフェストの利用料金(税込)

(排出事業者)

区分	A料金	B料金	C料金
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (1件につき)	11円	(90件まで無料) 91件から22円	(5件まで無料) 6件から22円
目安となる 年間登録件数	2,401件以上	2,400件~91件	90件以下

(処分事業者)

区分	①処分報告機能のみ	②処分報告機能 + 2 次登録機能	
		A料金	B料金
基本料 (1年間)	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (1件につき)	—	11円	(90件まで無料) 91件から22円
目安となる 年間登録件数	—	1,381件以上	1,380件以下

【C料金について】

排出事業者が20以上集まって加入し、利用代表者が加入者の利用料金を一括して支払う等の条件を満たす場合に、**廉価な年間基本料**で電子マニフェストを利用できる制度です。

【少量排出事業者団体加入支援事業について】

(一社) 広島県資源循環協会（事業受託者）が利用代表者となりますので、申込者自らが20以上の**排出事業者を集めること**や**利用者代表の設定をする必要なく**、少量排出事業者団体加入制度を利用できます。詳しくは広島県HPを御確認下さい。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-denshimanifest.html>



(収集運搬業者)

区分	収集運搬業者
基本料 (1年間)	13,200円

□ 電子manifestのアクセスイメージ

電子manifestのアクセスは、WEB 上で行えるため、基本的にはパソコン又はスマートフォンとインターネット環境があれば、利用することが可能

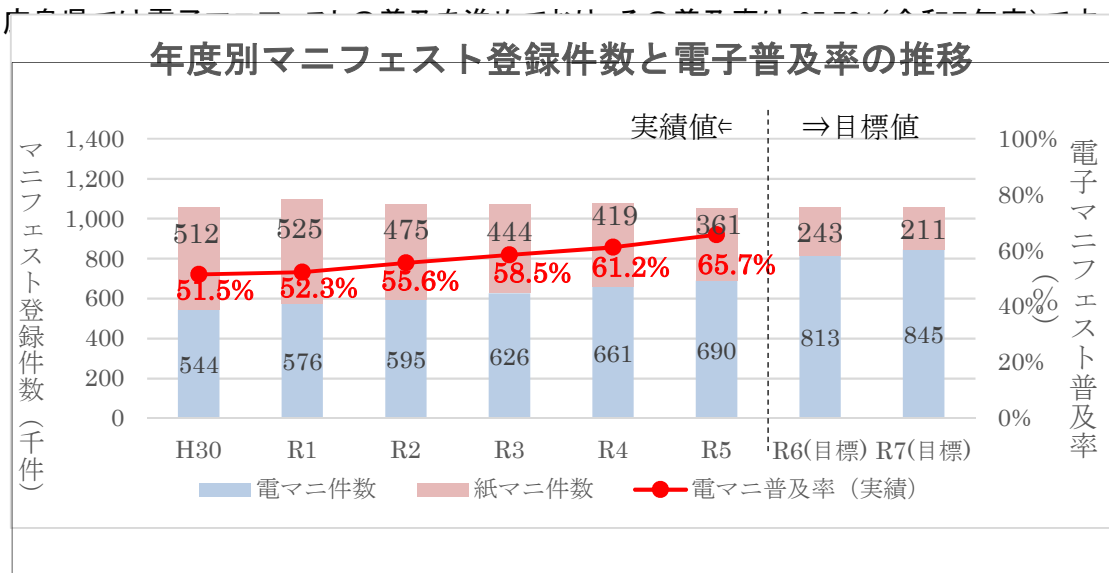
出典：JWNET の HP

【参考URL】

- JWNETホームページ
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>
- JWNET操作マニュアル・操作ビデオ
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/index.html>
- 事例1住宅建設業における導入事例
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case1.html>
- 事例3 総合建設業(ASP利用)における導入事例
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case3.html>

終了報告が返っている場合は「●」で表示。
データをダウンロードし、集計・帳票作成が可能。

□ 電子manifestの普及状況



□ 電子manifestの普及拡大

県では、電子manifest普及率80%(令和7年度)を目標とし、電子manifest活用講習会の開催等を通じ、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者における普及拡大に取り組み、廃棄物トレーサビリティの強化を推進しています。

【お問合せ先】 広島県 産業廃棄物対策課 TEL 082-513-2963

建設リサイクル法について

1 経緯

建設廃棄物の適正な処理を目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「法」という。）が平成14年5月30日から全面施行され、一定の要件に該当する建設工事（対象建設工事）を行う場合、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施が義務化されました。

また、建築物等には、多種多様の有害物質等が使用されている可能性があり、特に吹付け石綿等の付着物やその他石綿含有建材（成形板等）の有無については、元請業者の事前調査・事前措置が法により義務づけられています。

2 特定建設資材

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

3 対象建設工事

対象建設工事の種類	規 模 の 基 準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡ 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡ 以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※ ¹	請負代金の額※ ³ 1億円 以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※ ²	請負代金の額※ ³ 500万円 以上

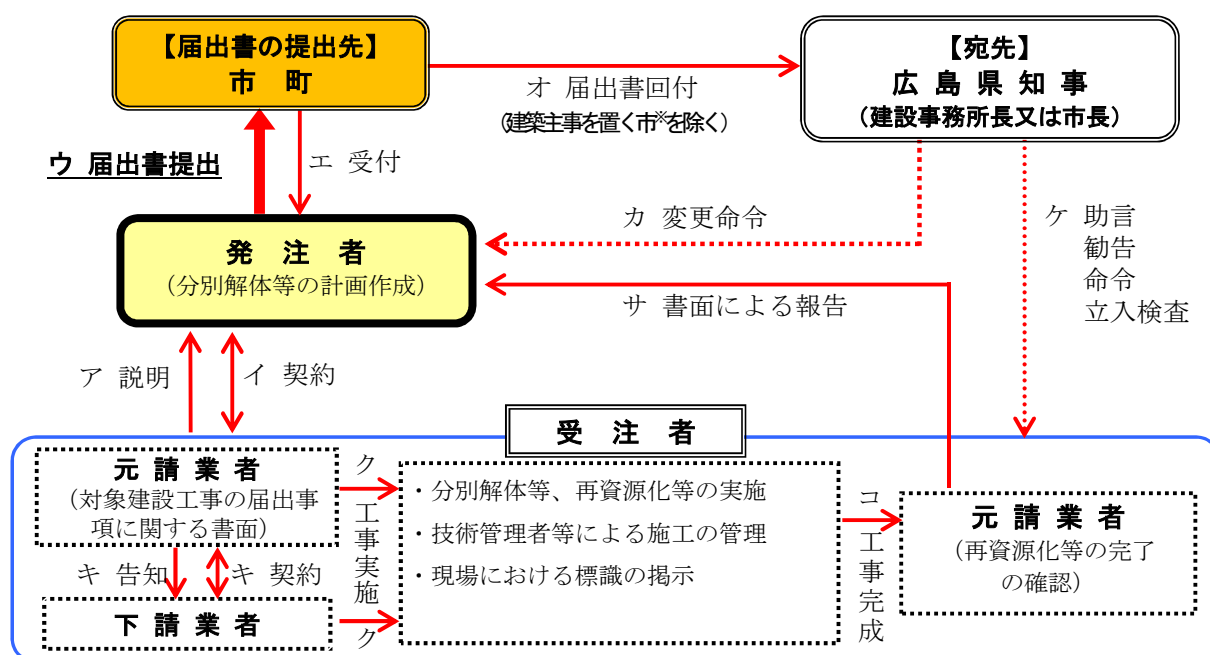
※¹ 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※² 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※³ 請負代金の額には消費税を含む。

※³ 自主施工者の場合は請負代金相当額

4 広島県における「建設リサイクル法」に係る届出の流れ（フロー図）



※建築主事を置く市：広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市及び三次市の一部

5 届出書の提出先・宛先

届 出 書 の 提 出 先 （ 受 付 窓 口 ）				様式第一号又は 様式第二号に 記載する宛先	
市 町 (区)		担当課名	住 所		
竹原市		都市整備課	725-8666	竹原市中央五丁目 6-28	西部建設事務所長
大竹市		都市計画課	739-0692	大竹市小方一丁目 11-1	
江田島市		都市整備課	737-2297	江田島市大柿町大原 505	
府中町		建築課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目 5-1	
海田町		まちデザイン課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 14-17	
熊野町		都市整備課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1	
坂町		都市計画課	731-4393	安芸郡坂町平成ケ浜一丁目 1-1	
安芸太田町		建設課	731-3810	山県郡安芸太田町戸河内 784-1	
北広島町		建設課	731-1595	山県郡北広島町有田 1234	
大崎上島町		建設課	725-0231	豊田郡大崎上島町東野 6625-1	
府中市		都市デザイン課	726-8601	府中市府川町 315	東部建設事務所長
世羅町		建設課	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原 123-1	
神石高原町		建設課	720-1522	神石郡神石高原町小畠 1701	
三次市		都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	北部建設事務所長
庄原市		環境政策課	727-0003	庄原市是松町 20-25	
安芸高田市		管理課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791	
広島市	中区	中区役所建築課	730-8587	広島市中区国泰寺町一丁目 4-21	広島市長
	東区	東区役所建築課	732-8510	広島市東区東蟹屋町 9-38	
	南区	南区役所建築課	734-8522	広島市南区皆実町一丁目 5-44	
	西区	西区役所建築課	733-8530	広島市西区福島町二丁目 2-1	
	安佐南区	安佐南区役所建築課	731-0193	広島市安佐南区古市一丁目 33-14	
	安佐北区	安佐北区役所建築課	731-0292	広島市安佐北区可部四丁目 13-13	
	安芸区	安芸区役所建築課	736-8501	広島市安芸区船越南三丁目 4-36	
	佐伯区	佐伯区役所建築課	731-5195	広島市佐伯区海老園二丁目 5-28	
呉市		建築指導課	737-8501	呉市中央四丁目 1-6	呉市長
三原市		建築指導課	723-8601	三原市港町三丁目 5-1	三原市長
尾道市		建築課	722-8501	尾道市久保一丁目 15-1	尾道市長
福山市		建築指導課	720-8501	福山市東桜町 3-5	福山市長
東広島市		建築指導課	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	東広島市長
廿日市市		建築指導課	738-8501	廿日市市下平良一丁目 11-1	廿日市市長
三次市 ^(注)		都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	三次市長

注：三次市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号の一部及び第3号に掲げる建築物の解体工事を行う場合は、届出の宛先が三次市長となります。

6 その他

詳しくは、広島県HP（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1171326088100.html>）をご確認ください。

広島県アダプト制度について

土木建築局道路河川管理課

1 アダプト制度とは

「アダプト」とは、英語で養子縁組をするという意味で、地域住民・企業等が中心となって道路・河川・公園等の公共施設を清掃・緑化等を通じてわが子のように面倒を見ていく活動を行い、公共施設の管理者は、看板の設置、保険加入等の必要な支援をしながら、官民協働によるまちづくり、施設の維持・管理、公共空間の環境美化等を推進していく制度です。

2 広島県アダプト制度について

県では、県管理の道路及び河川にアダプト制度を導入しています。

(1) マイロード・システム（認定団体数 768 団体：令和 6 年 12 月現在）

ボランティア活動として、県の管理する国道・県道の清掃、美化等を行う団体、企業、個人等をマイロード団体として認定し、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において、県の管理する道路 100 メートル以上の活動であること。
- ・ 道路敷の清掃・除草、その他道路環境を改善する活動を行う団体、企業、個人等であること。

(2) ラブリバー制度（認定団体数 486 団体：令和 6 年 12 月現在）

ボランティア活動として、県の管理する一級河川・二級河川の清掃、美化等を行う団体、企業、個人等をラブリバー団体として認定し、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において県の管理する一級河川、二級河川における 50 メートル以上の活動であること。
- ・ 河川敷の清掃・除草、その他河川環境を改善する活動を行う団体、企業、個人等であること。

3 行政の支援内容

(1) 県の支援内容

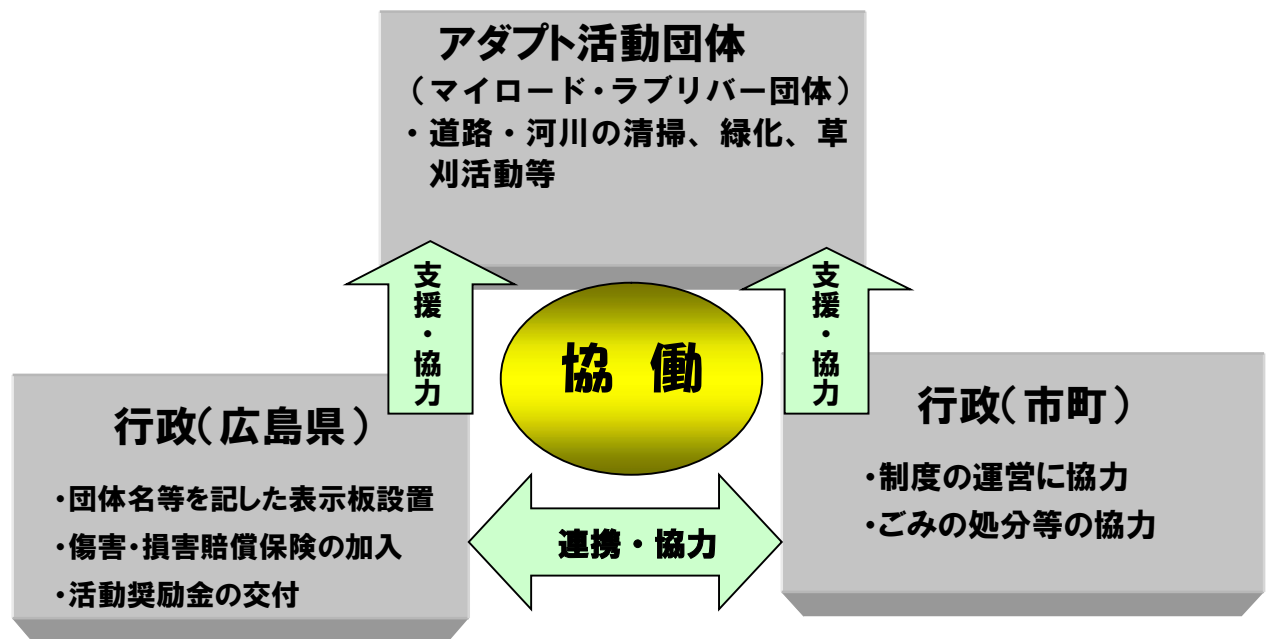
- ・ 表示板の設置
- ・ 傷害・損害賠償保険の設定
- ・ 活動費の一部支援

（令和 5 年度実績：511 団体、奨励金総額 39,851 千円）

(2) 市町の支援内容

- ・ 回収ゴミの受け入れ

(広島県アダプト制度の相関図)



(アダプトに関する問い合わせ先)

広島県土木建築局 道路河川管理課 TEL (082) 513-3903

または最寄りの広島県各建設事務所(支所)へ

広島県西部建設事務所管理課 TEL (082) 250-8150

広島県西部建設事務所呉支所管理課 TEL (0823) 22-5400

広島県西部建設事務所廿日市支所管理用地課 TEL (0829) 32-1141

広島県西部建設事務所安芸太田支所管理用地課 TEL (0826) 22-0541

広島県西部建設事務所東広島支所管理課 TEL (082) 422-6911

広島県東部建設事務所管理課 TEL (084) 921-1311

広島県東部建設事務所三原支所管理課 TEL (0848) 64-4263

広島県北部建設事務所管理課 TEL (0824) 63-5181

広島県北部建設事務所庄原支所管理用地課 TEL (0824) 72-2015